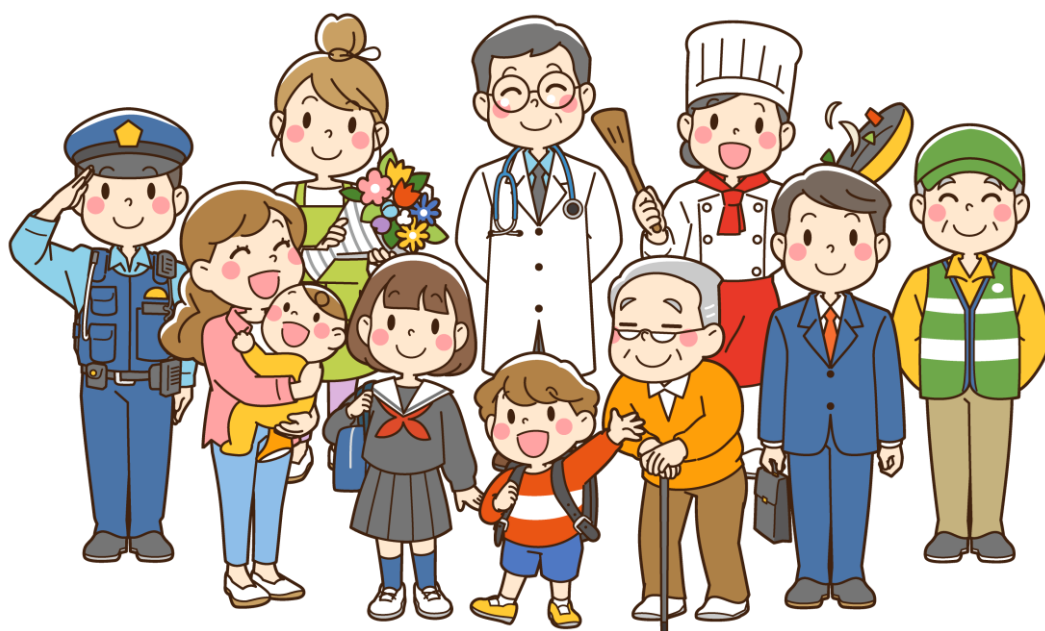


# 第3次伊奈町地域福祉活動計画



令和8年3月

社会福祉法人 伊奈町社会福祉協議会





## 「ごあいさつ」

伊奈町社会福祉協議会では、『だれもがつながり支え合う伊奈』の基本理念の実現を目指して地域福祉事業を実施してまいりました。昨年、伊奈町では、複雑化する社会の課題に向き合い、より一層地域福祉を進展させるため、地域福祉計画が改定されました。本会におきましても、地域福祉の深化に向け、新たに第3次伊奈町地域福祉活動計画を策定する運びとなりました。



伊奈町も他の多くの市町村と同様に高齢者世帯の増加、8050問題、ダブルケア、生活困窮世帯の増加、ヤングケアラー、子育て支援などの諸課題に直面しております。特に支援が必要な方や世帯の社会的孤立には、地域でのつながりや支え合いがとても必要となります。

人と人がつながり触れ合うこと、社会的孤立を防いでいくことは、人がその人らしく生きていくうえで非常に重要であります。そして、新型コロナウイルス感染症の影響で困難であった人と人が直接触れ合う機会や地域の身近な住民との交流も回復してきた中、新たな交流やつながり触れ合う取組が大切となります。

そこで、第3次の伊奈町地域福祉活動計画は『だれもがつながり支え合う伊奈』の基本理念を継承し、この基本理念のもとに、「ひとづくり」「地域づくり」「しくみづくり」「基盤づくり」の4つの基本目標を柱としてまいります。

これらの基本目標のもと、町民の皆様、そして社会福祉協議会の取組の方向性を定めさせていただき、乳幼児から高齢者まで、障がいのある人もない人も、みんながつながって支え合い、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるように取り組み、進めてまいります。

計画の実現には、町民の皆様のご協力がぜひとも必要です。どうか『だれもがつながり支え合う伊奈』の実現にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、伊奈町地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、本計画の策定にご協力をいただきました全ての皆様に心からお礼を申し上げます。

令和8年3月吉日

社会福祉法人 伊奈町社会福祉協議会

会長

大島 清



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 地域福祉について .....	2
3 計画の位置づけ .....	4
4 計画の期間 .....	5
5 計画の策定体制 .....	6
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題 .....	7
1 地域の状況 .....	7
2 福祉に関する町民の意識 .....	20
3 地域の関係機関等ヒアリングの調査結果 .....	25
4 第2次計画における活動の状況 .....	29
5 地域福祉に関する伊奈町の課題 .....	35
第3章 計画の基本的な考え方 .....	37
1 基本理念 .....	37
2 基本目標 .....	37
3 計画の体系 .....	38
第4章 施策の推進 .....	39
基本目標Ⅰ ひとづくり .....	39
基本目標Ⅱ 地域づくり .....	42
基本目標Ⅲ しくみづくり .....	45
基本目標Ⅳ 基盤づくり .....	48
第5章 計画の推進 .....	50
1 計画の推進体制 .....	50
2 計画の進行管理・評価 .....	51
3 計画の主要指標 .....	52
資料編 .....	54
1 計画策定の経過 .....	54
2 伊奈町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 .....	55
3 伊奈町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 .....	56
4 用語解説 .....	57



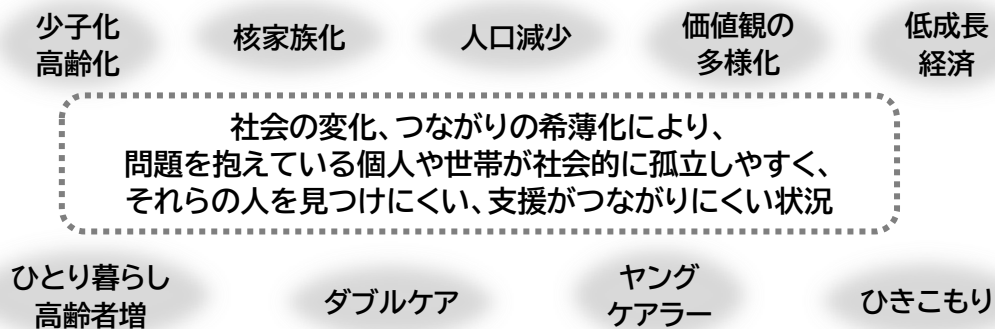
# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国の社会保障は、こども・障がい者・高齢者といった分野・制度の支援体制づくりが進められ、それぞれの分野において、専門的な支援が充実してきました。しかしながら近年、このような縦割り、分野別での福祉では対応困難なケースが次第に現れてきています。

例えば、孤独死などの社会的孤立の問題、高齢の親とひきこもりで無職の子が同居する「8050問題」、介護と育児を同時に担うダブルケア、こどもが家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーなどであり、複雑化・複合化した課題を抱える世帯や個人が増加しています。

急速な少子高齢化や人口減少、核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、低成長経済などの社会の変化を背景として、血縁や地縁による支え合いの基盤が弱まっていることが、この状況の一因となっています。また、住民のつながりの希薄化によって、課題を抱えている個人や世帯の社会的孤立が起こりやすくなり、それらの人を見つけにくい、あるいは適切な支援がつながりにくい、という状況になってきています。



さらに、今後の国の状況をみると、少子高齢化が続く中、85歳以上の高齢者が急激に増加、一方で、生産年齢人口の減少が加速するなど、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしています。高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年頃には、高齢者のひとり暮らし世帯の増加、就職氷河期世代の高齢化などの状況にも直面して、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した生活課題が一層増加することが推測されています。

こういった状況に対し、福祉制度の狭間の課題を解決していくことを目指し、地域で暮らす人、関係機関・団体、事業者、ボランティア等がつながり、地域社会全体で住民を支える仕組みをつくる地域福祉は、今後ますます重要となっていきます。

伊奈町社会福祉協議会は、地域課題の解決のため、令和3年度から第2次伊奈町地域福祉活動計画(以下「第2次計画」という。)を推進してきました。第2次計画が令和7年度に期間満了するにあたり、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応していくために計画を見直し、「第3次伊奈町地域福祉活動計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。

## 2 地域福祉について

子育てや病気、介護など、生活の中での困りごとは、福祉の専門の人たちの協力を得なければ解決できないことがある一方で、見守りなど少しの手助けで支援につながるなど解決に向かうことも少なくありません。

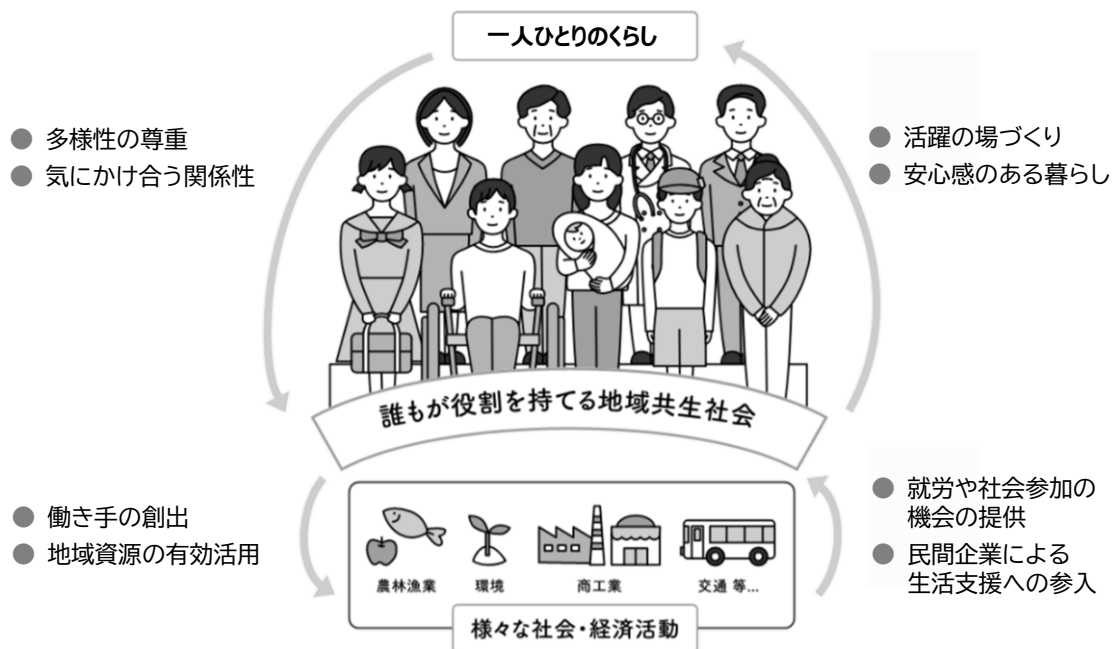
地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、安心して自分らしくいきいきと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、お互いを尊重し協力し合いながら解決に取り組み、地域をより良いものにしていくとする考え方です。

### ■地域福祉が目指す地域共生社会について

地域福祉が目指すのは、「地域共生社会」をつくることです。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域にいる全ての関係者が、それぞれの強みをいかし、地域コミュニティづくりに取り組むことが求められています。

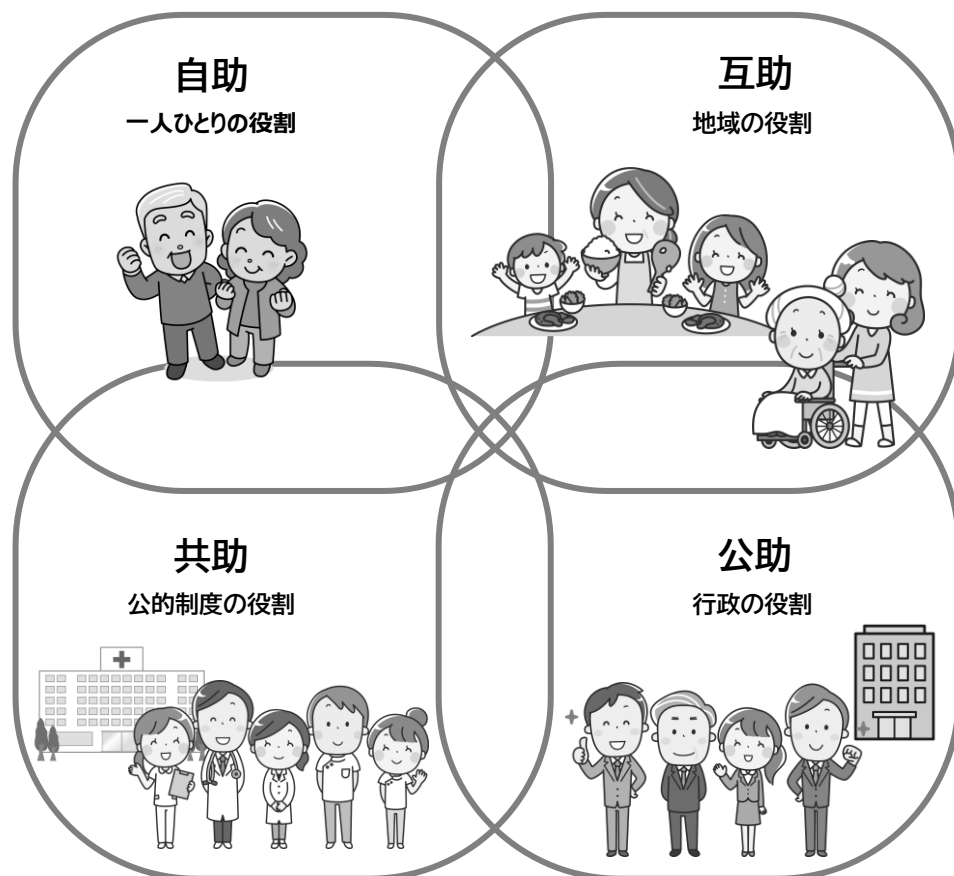


出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

## ■「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

それぞれの役割を果たしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、だれもが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。



**自助** 個人や家庭での取組で、自分でできることを積極的に取り組みます。

**互助** 近所や地域の中で、お互いに助け合い支え合う輪を広げていきます。

**共助** 介護保険、医療保険など、制度化された助け合い支え合いで、困っている方をサポートします。

**公助** 自助や互助、共助では解決できない問題に対し、行政等の公的支援や福祉サービスなどで解決を図ります。

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 地域福祉活動計画の法的な位置づけ

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第109条に位置づけられた市町村社会福祉協議会が中心となり策定する計画です。全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」において地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。

#### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

なお、平成12(2000)年以降は、何度かの社会福祉(事業)法改正により、地域福祉の理念が法文化され、その制度化・施策化が進展するとともに、社会福祉協議会の活動・事業、組織が拡大しました。加えて、この間、いわゆる平成の大合併に伴う社会福祉協議会の合併、広域化が進み、さらに少子高齢化・人口減少が進行するなど、社会福祉協議会や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、全国社会福祉協議会では従来の基本要綱を見直し、令和7(2025)年3月に「社会福祉協議会 基本要項2025」を発行しています。

その際、社会福祉協議会の使命として「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を掲げられています。

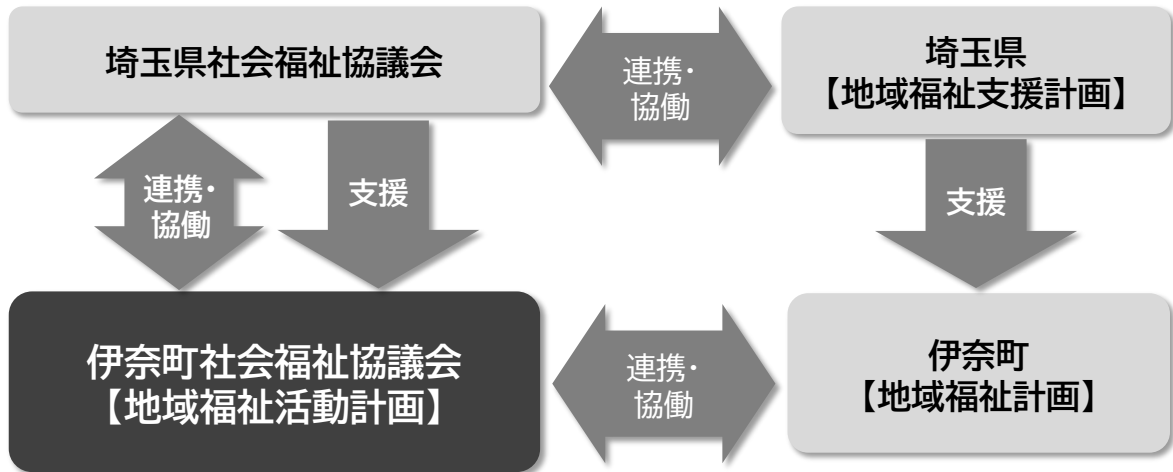
## (2) 関連計画等との関係

伊奈町では、社会福祉法第107条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」である、伊奈町地域福祉計画(第3期)を令和7年3月に策定しています。

「地域福祉計画」は地域福祉の基盤や仕組みをつくるものであり、「地域福祉活動計画」は地域福祉の具体的な活動を展開するものです。

伊奈町社会福祉協議会では、町の計画を考慮しつつ計画を策定し、連携・協働して活動を推進していきます。

また、埼玉県社会福祉協議会とも連携・協働し、支援を受けながら活動を推進していきます。



## 4 計画の期間

第3次伊奈町地域福祉活動計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、伊奈町地域福祉計画と連携・協働を図りながら施策を推進します。

なお、社会情勢等に予期しない変化等があった場合には、計画期間中でも必要に応じ見直しを行います。

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
伊奈町地域福祉計画	第2期				第3期					第4期
伊奈町社会福祉協議会地域福祉活動計画	第2次					第3次				

## 5 計画の策定体制

伊奈町地域福祉活動計画の策定にあたっては、地域住民や地域の多様な団体などの参画を得るため、「伊奈町地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画案の審議を行いました。

また、地域の生活課題や地域福祉に関する住民や福祉団体の意見などを把握して計画策定にいかすため、令和7年度には、社会福祉協議会の事業に携わっている団体や担い手の方々に対し、活動の実践を踏まえてのご意見を伺いました。



## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

### 1 地域の状況

#### (1)人口、人口構成、世帯の状況

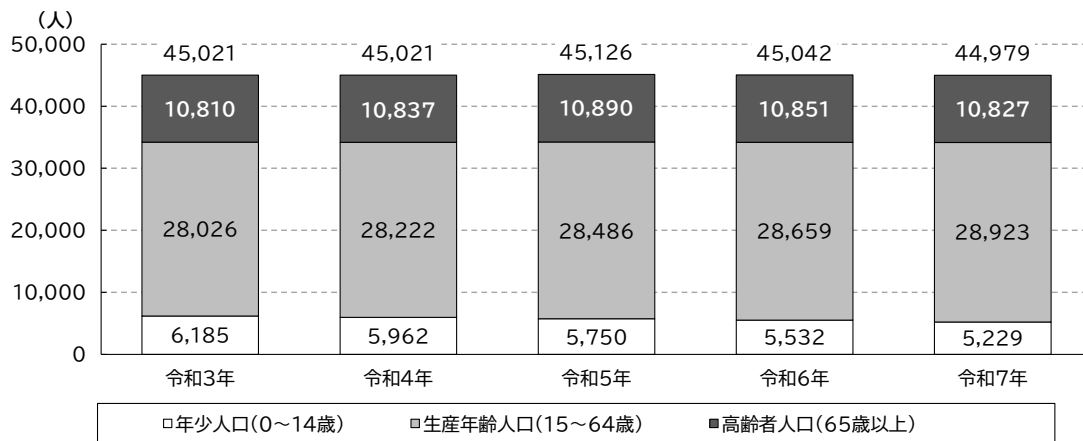
##### ①人口・世帯数の推移

伊奈町の総人口は、令和5年まで増加し、令和6年からは減少して、令和7年には44,979人となっています。

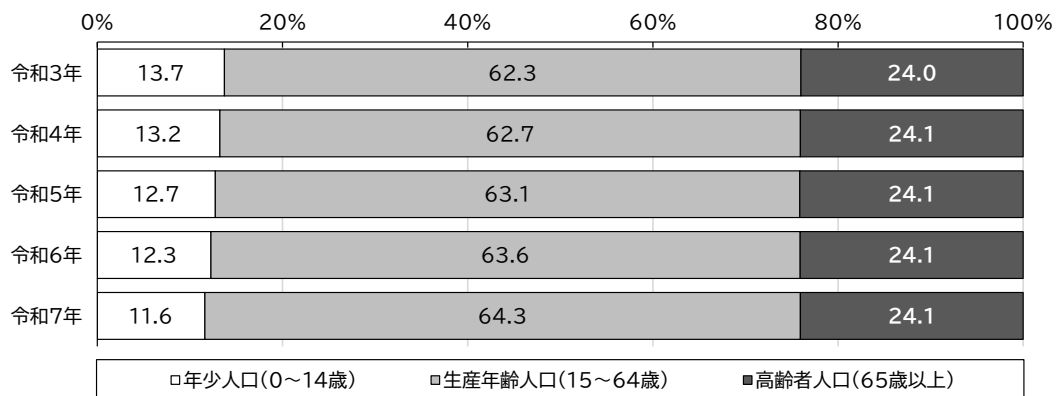
年齢3区分別人口は、令和3年から令和7年にかけて、15歳～64歳の生産年齢人口が増加する一方、0～14歳の年少人口は減少しています。65歳以上の高齢者人口は、令和5年まで増加、令和6年から減少しています。

年齢3区分別人口の構成比をみると、令和3年から令和7年にかけて、高齢者人口の構成比はほぼ一定ですが、15歳～64歳の生産年齢人口の構成比は2.1ポイント増加して63.6%となり、0～14歳の年少人口の構成比は2.1ポイント減少して11.6%となっています。

##### ■総人口と年齢3区分別人口の推移



##### ■年齢3区分人口構成比の推移

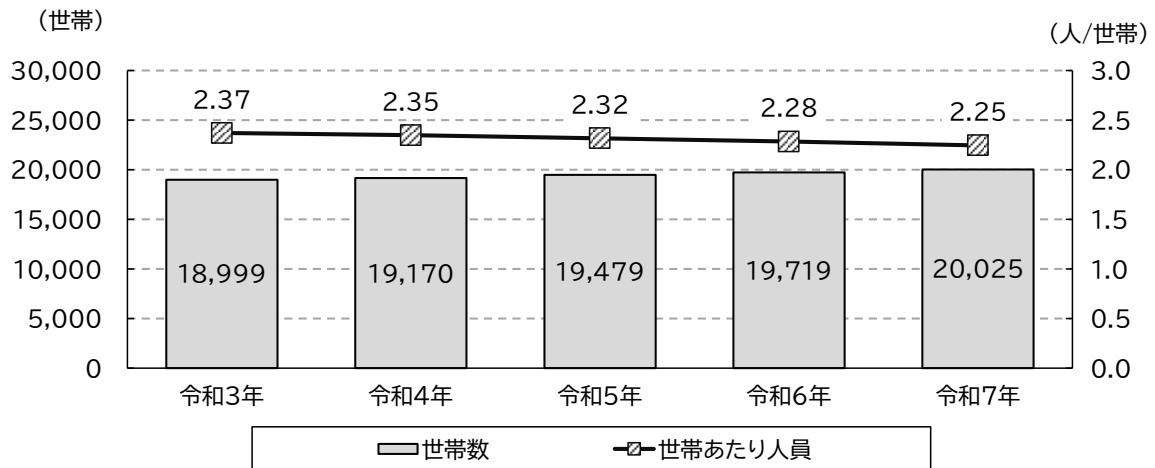


資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

世帯数は、令和3年から令和7年にかけて1,026世帯増加し、20,025世帯となっています。一方、世帯あたりの人員は減少し、令和7年には2.25人/世帯となっています。核家族世帯やひとり暮らし世帯が増加していることが推測されます。

### ■世帯数と世帯あたり人員の推移

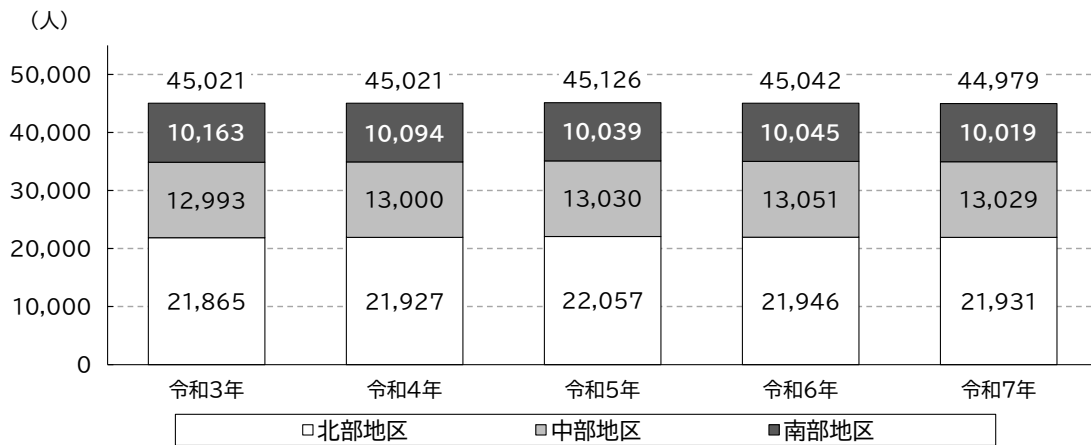


資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

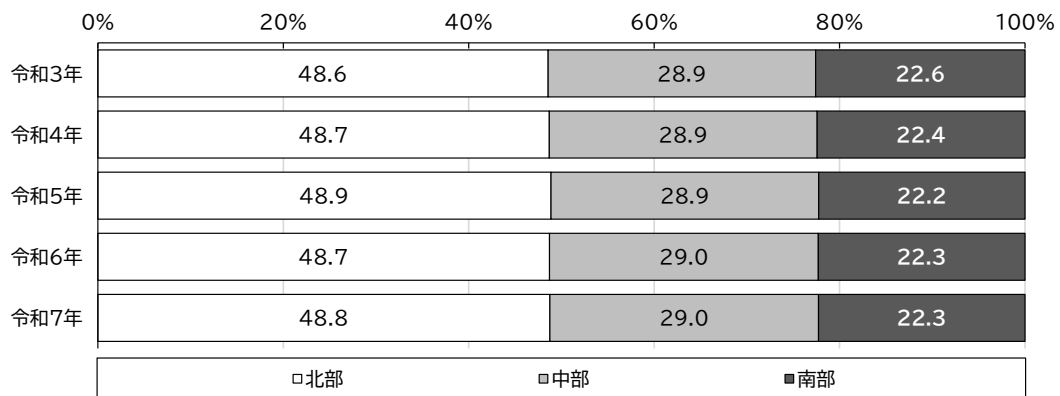
地区別(※)の人口は、令和7年において、北部地区が21,931人で全体の48.8%を占めて最も多く、次いで中部地区が13,029人で29.0%、南部地区が10,019人で22.3%となっています。

地区別の人口の推移をみると、北部地区は、令和3年から令和5年までゆるやかに増加し、令和6年からはゆるやかに減少しています。また、中部地区は、令和3年から令和6年までゆるやかに増加し、令和7年にわずかに減少しており、南部地区は、令和3年から令和7年までゆるやかに減少しています

■3地区(北部・中部・南部)別人口の推移



■3地区(北部・中部・南部)別人口構成比の推移



(※)3地区の詳細は以下のとおり。

- 北部地区:大針区・学園中央区・細田山区・羽貫区・小針新宿区・小針内宿区・光ヶ丘区
- 中部地区:志久区・南本区・北本区・中央区・小貝戸区・柴中荻区・若榎区・大山区
- 南部地区:丸山区・下郷区・綾瀬東区・綾瀬南区・綾瀬北区・栄南区・栄中央区・栄北区

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

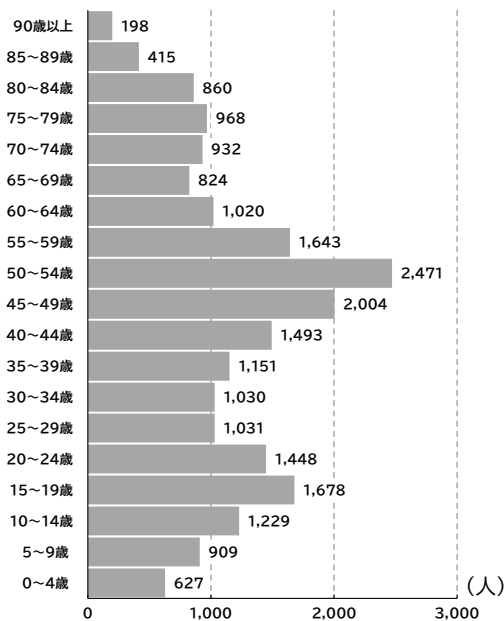
### ②年齢階級別人口分布(人口ピラミッド)

3地区別に、年齢5歳区分別の人口構成(人口ピラミッド)をみると、北部地区はいわゆる「団塊ジュニア」の世代に対応する50～54歳の年代が突出して多く、さらに「団塊ジュニアのこども世代」の15～19歳の年代にもピークがみられています。

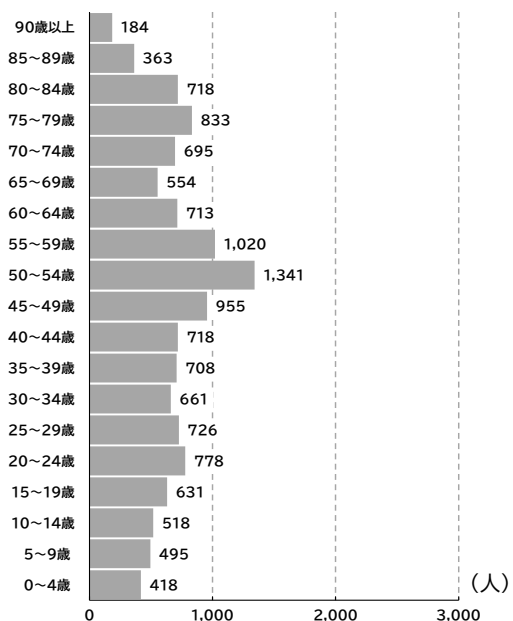
また、中部地区においても北部地区と同様な分布がみられています。

南部地区においては、同様に「団塊ジュニア」や「団塊ジュニアのこども世代」にピークがみられますが、「団塊の世代」を含む75歳～79歳の年代のピークが最も多くなっています。

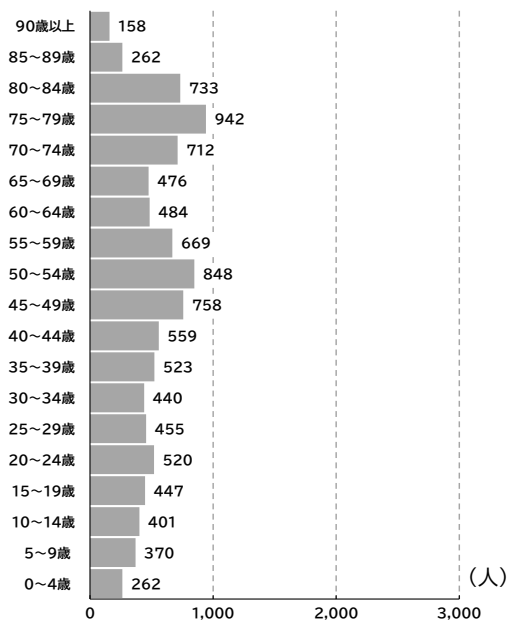
#### ■北部地区



#### ■中部地区



#### ■南部地区

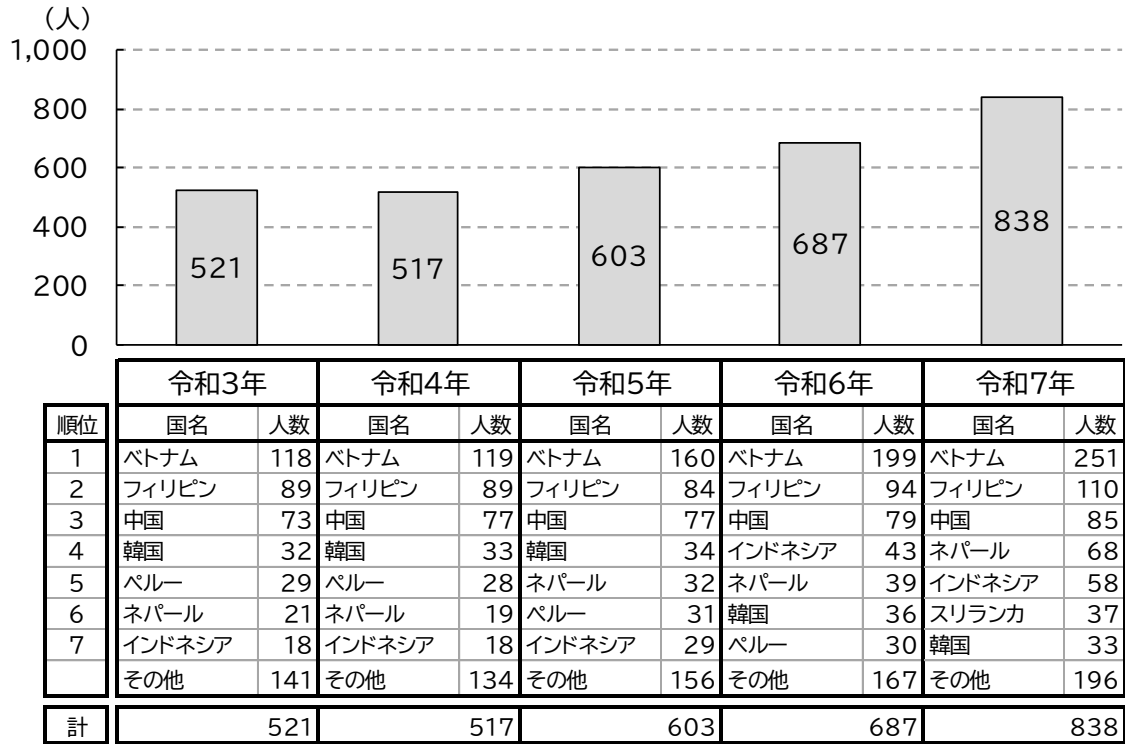


資料:住民基本台帳(令和7年4月1日時点)

③外国人住民数

伊奈町の外国人住民は、増加傾向にあり、令和7年には838人となっています。国籍別では、ベトナム、フィリピン、中国が多くなっています。

■外国人住民数の推移



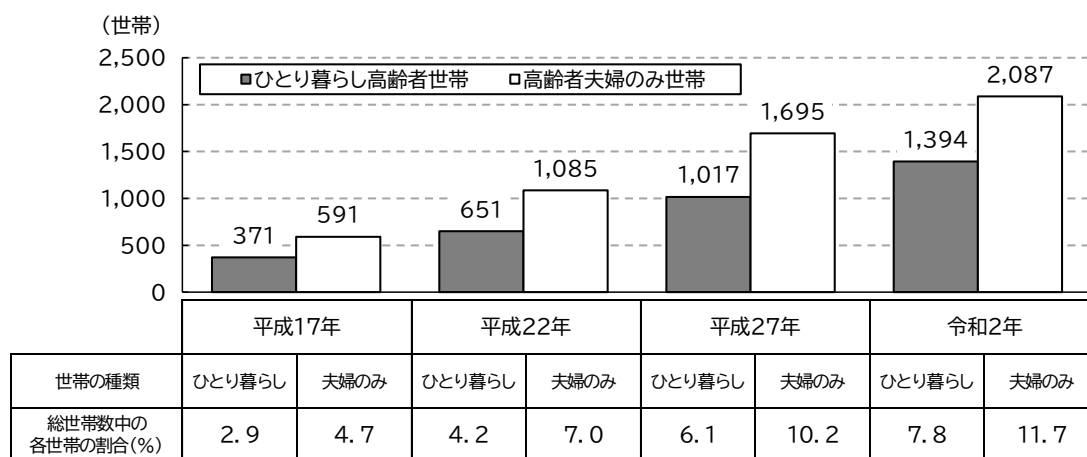
資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

## (2)高齢者を取り巻く状況

### ①高齢者世帯の状況

「ひとり暮らし高齢者世帯数」及び「高齢者夫婦のみの世帯数」とも増加傾向にあり、平成17年から令和2年にかけて、ひとり暮らし高齢者世帯は約3.8倍の1,394世帯、高齢者夫婦のみの世帯は約3.5倍の2,087世帯となっています。

#### ■ひとり暮らし高齢者世帯数・高齢者夫婦のみの世帯数の推移



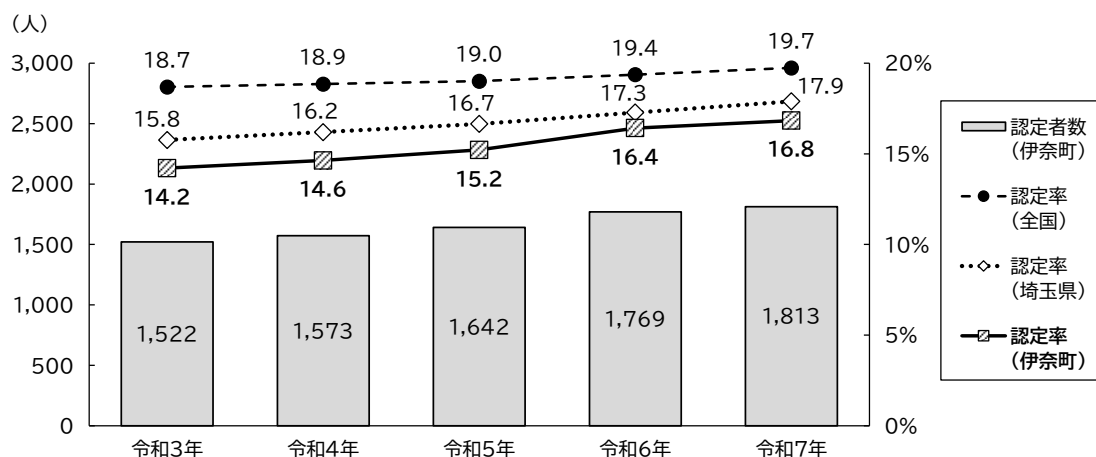
資料：国勢調査(各年10月1日時点)

※ 「ひとり暮らし高齢者世帯」は、65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯。  
 「高齢者夫婦のみの世帯」は、夫と妻がともに65歳以上で、夫婦のみが暮らす世帯。

### ②介護認定の状況

要介護(要支援)認定者の割合(認定率)は、令和3年から令和7年まで、伊奈町、埼玉県、全国とも増加しています。全国と比較して、埼玉県、伊奈町の認定率は低くなっていますが、令和3年から令和7年にかけて、全国に対する埼玉県、伊奈町の認定率の差は徐々に縮まっています。

#### ■介護認定者数の推移



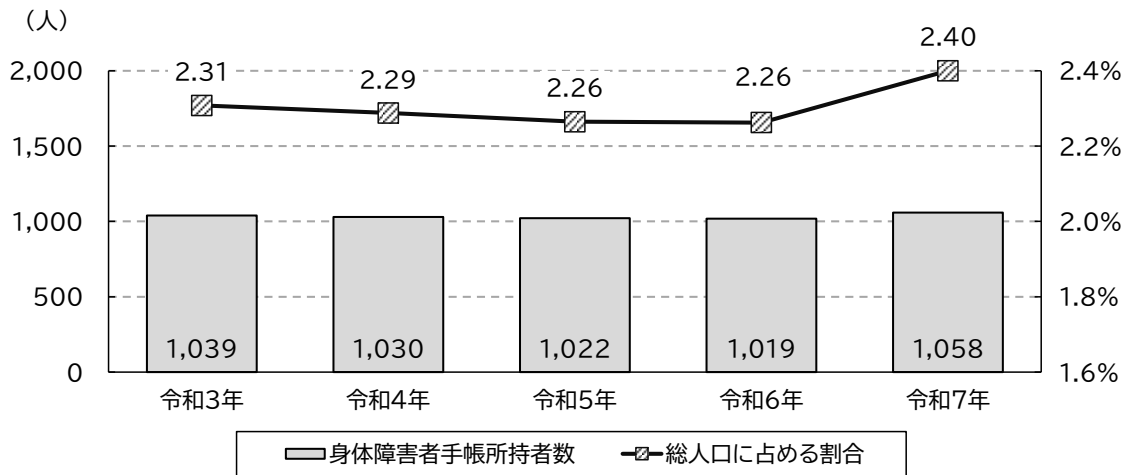
資料：介護保険事業状況報告(各年3月31日時点)

### (3)障がい者を取り巻く状況

#### ①障がい者数の状況

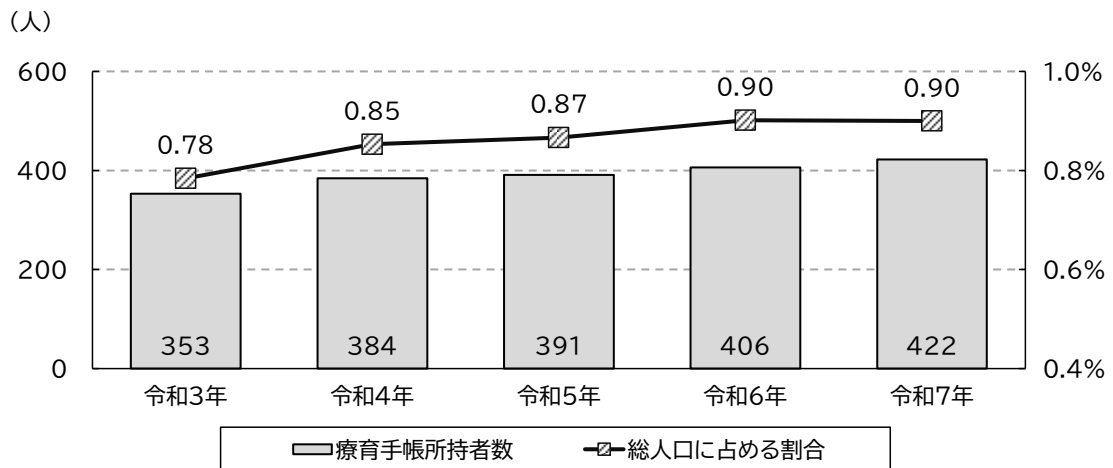
療育手帳所持者と障害者手帳所持者数、指定難病患者数は、近年増加傾向にあります。令和3年と令和7年を比較すると、身体障害者手帳所持者は1.02倍でほぼ同等となっていますが、療育手帳所持者は1.20倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は1.52倍、指定難病患者数は1.11倍となっています。

#### ■身体障がい者(身体障害者手帳所持者)



資料:伊奈町(各年3月31日時点)

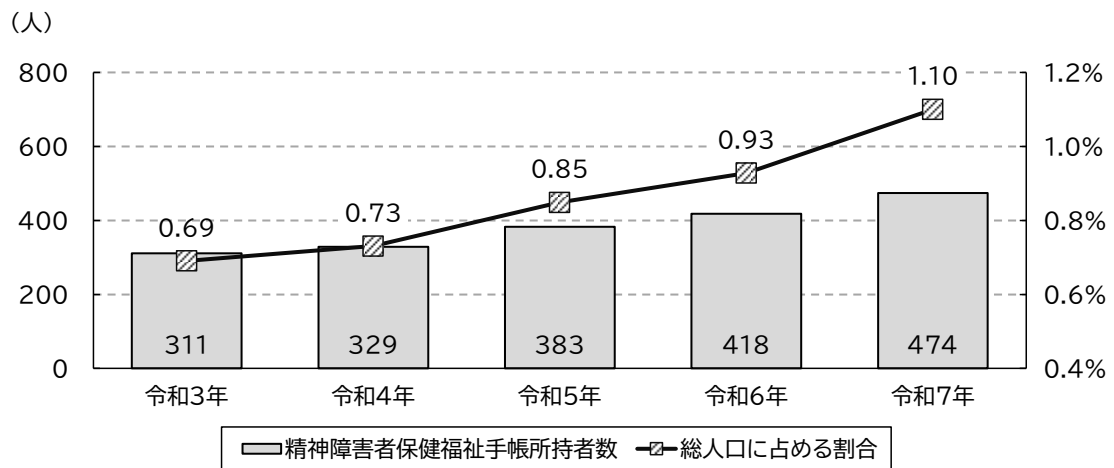
#### ■知的障がい者(療育手帳所持者)



資料:伊奈町(各年3月31日時点)

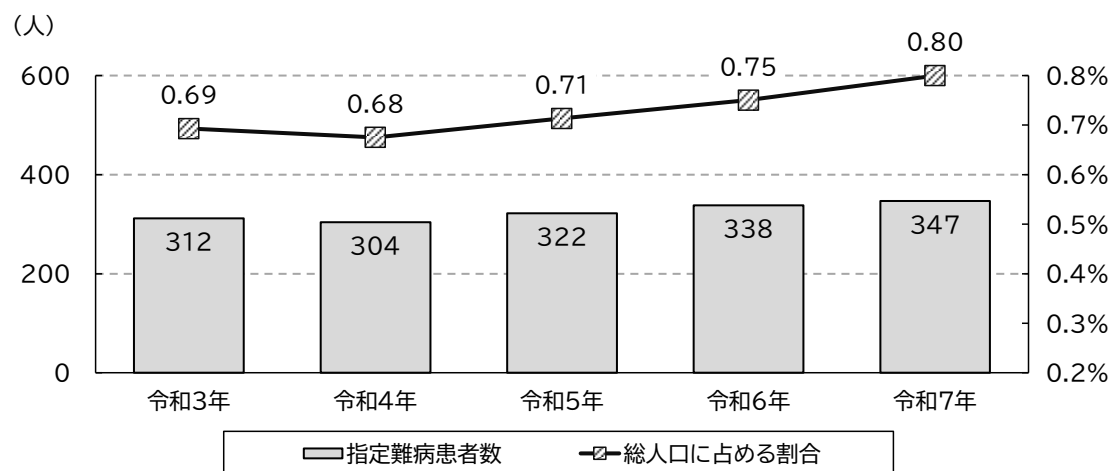
## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

### ■精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)



資料:伊奈町(各年3月31日時点)

### ■指定難病患者



資料:伊奈町(各年3月31日時点)

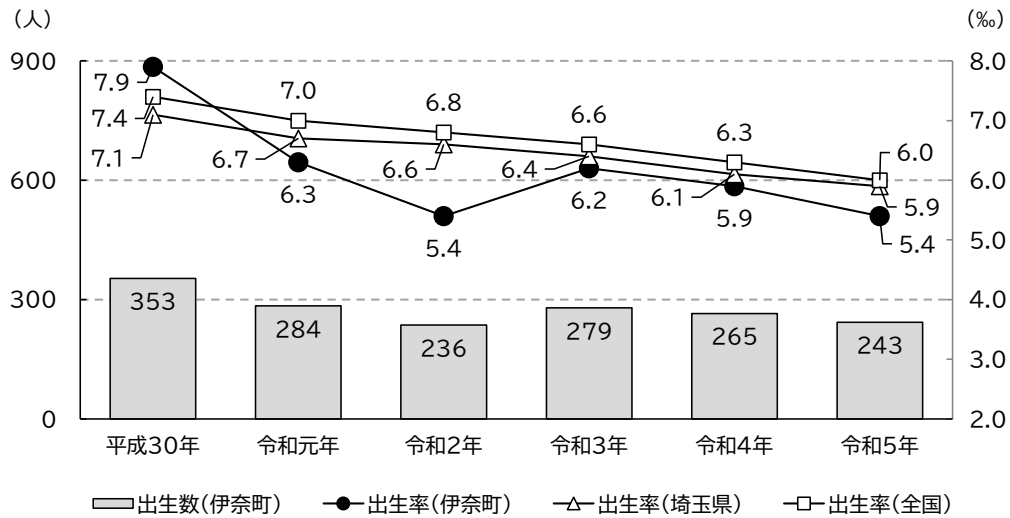
## (4)こどもを取り巻く状況

### ①出生数と出生率の推移

伊奈町の年間の出生数は、令和2年のデータを除いてみると、おおむねゆるやかに減少しており、令和5年には243人となっています。出生率(人口1,000人あたりの出生数で、単位は%(パーミル))も、同様に、ゆるやかに減少しています。

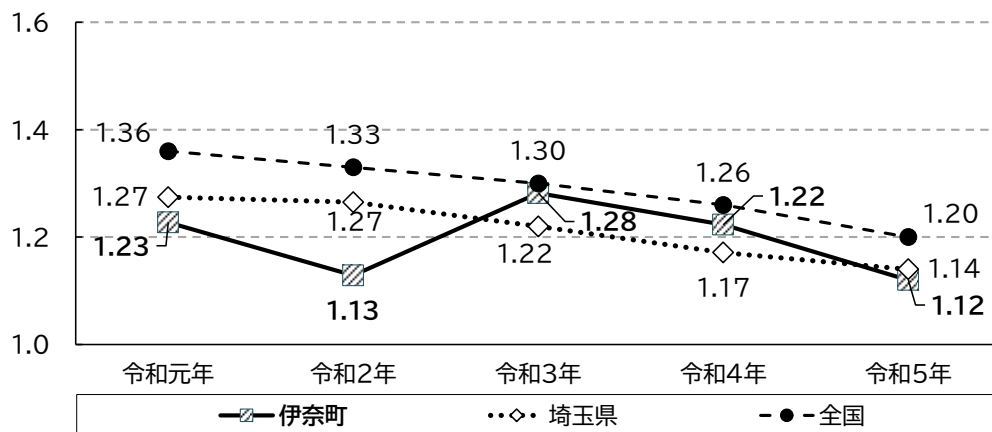
また、合計特殊出生率(15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)は、伊奈町は令和3年と4年を除き、全国や埼玉県を下回っています。

#### ■出生数と出生率の推移



資料:彩の国統計情報館 人口動態総覧

#### ■合計特殊出生率の推移



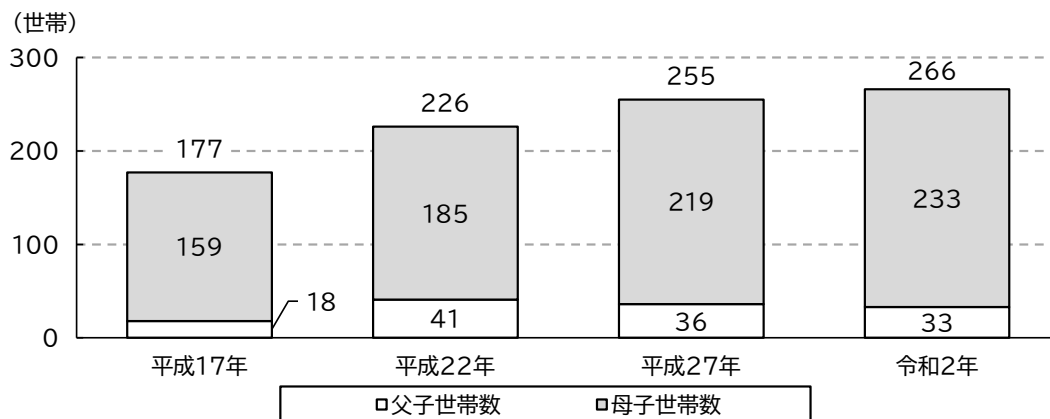
資料:彩の国統計情報館 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)

## (5) 支援が必要な人の状況

### ① ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、母子世帯の増加が続いており、平成17年から令和2年にかけて、約1.5倍となっています。一方、父子世帯は、平成22年以降減少しています。

#### ■ ひとり親世帯数の推移

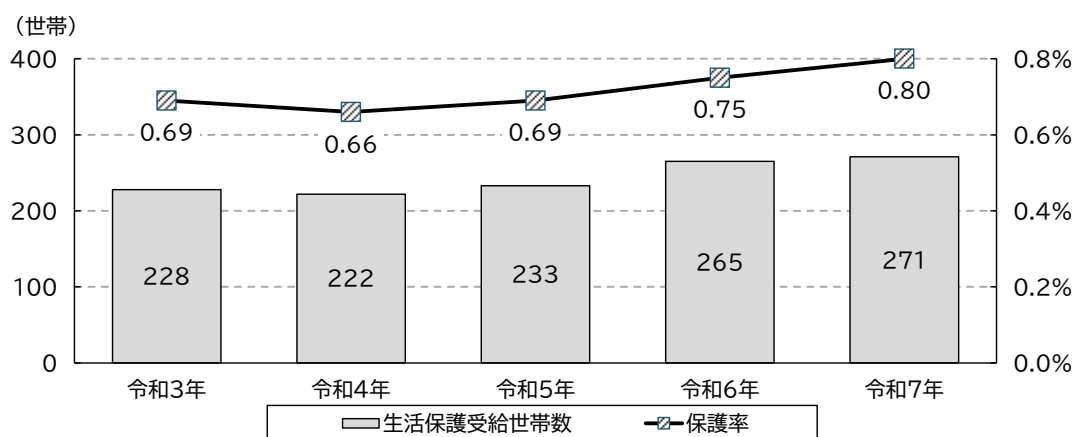


資料：国勢調査(各年10月1日時点)

### ② 生活保護世帯の状況

生活保護受給世帯数は、令和4年に減少しましたが、その後増加傾向となり、令和7年に271世帯となっています。保護率も同様に、令和4年に減少、その後増加傾向となり、令和7年には0.80%となっています。

#### ■ 生活保護世帯数と世帯割合の推移



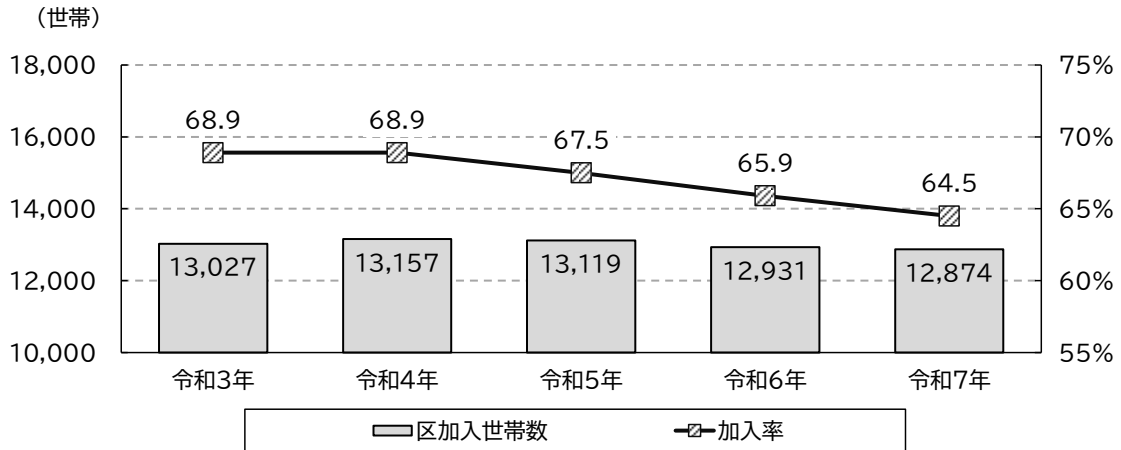
資料：埼玉県東部中央福祉事務所(各年3月31日時点)

## (6)地域の状況

### ①行政区加入世帯数及び加入率の状況

行政区への加入世帯数は、令和4年以降、減少傾向です。加入率も同様に、令和4年以降、減少傾向にあります。

#### ■行政区加入世帯数と加入率の推移

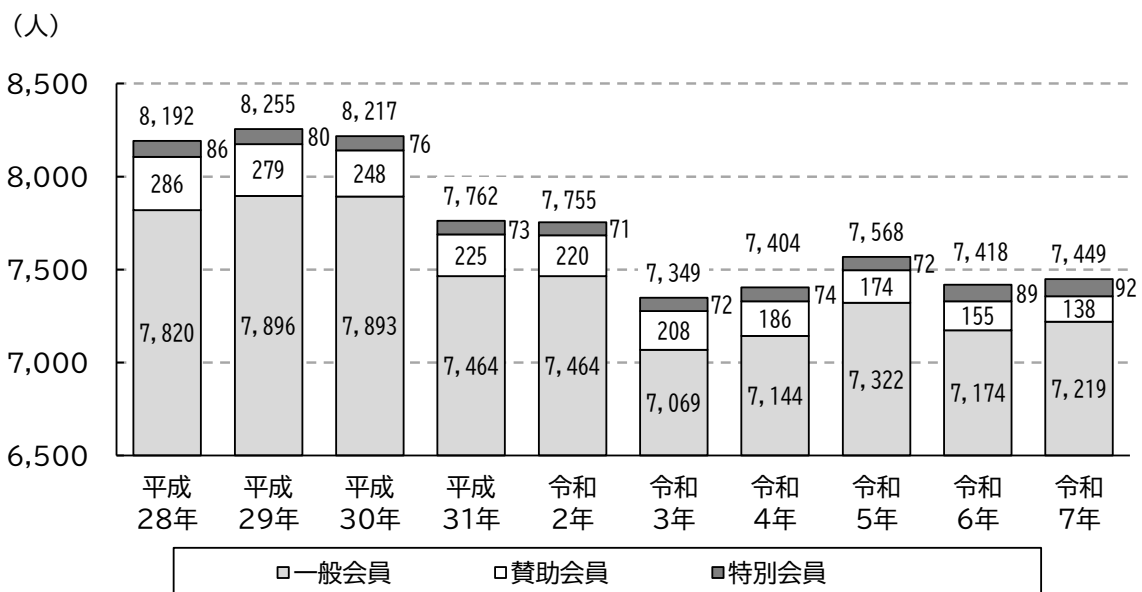


資料:伊奈町(各年1月1日時点)

### ②社会福祉協議会会員の加入状況

伊奈町社会福祉協議会の会員数は、平成28年に8,192人でしたが、平成31年以降減少して令和7年には7,449人となっており、約9%減少しています。一般会員と賛助会員の減少が多くなっています。

#### ■社会福祉協議会会員数の推移



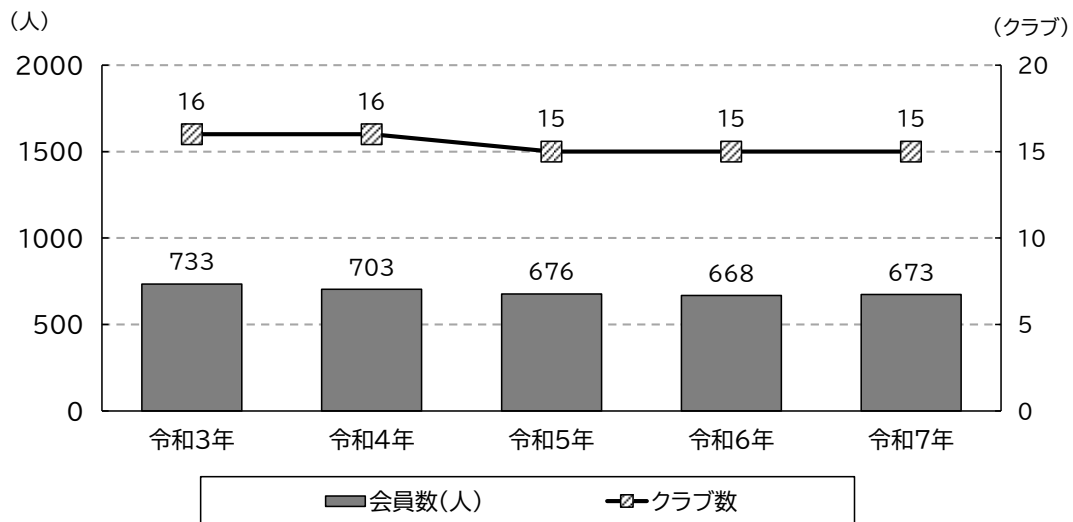
資料:伊奈町社会福祉協議会(各年3月31日時点)

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

### ③長寿クラブ数と会員数の状況

長寿クラブ数は、令和5年に16クラブから15クラブに減少しましたが、ほぼ安定しています。会員数も同様に、令和5年にわずかに減少しましたが、ほぼ安定しています。

#### ■長寿クラブ数と会員数の推移

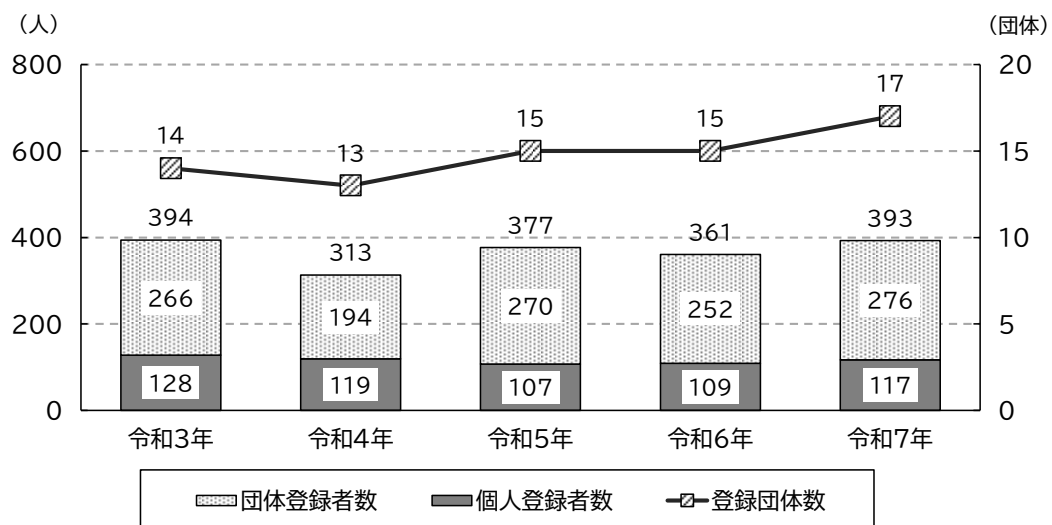


資料:伊奈町社会福祉協議会(各年5月1日時点)

### ④ボランティア登録団体と登録者数の推移

ボランティアの登録団体数は、令和4年に減少しましたが、その後増加し、令和7年には17団体となっています。また、団体登録者数と個人登録者数を合わせた登録者数は、令和4年に減少しましたが、その後増加し、令和7年には令和3年と同等のレベルとなっています。

#### ■ボランティア登録団体数と登録者数の推移

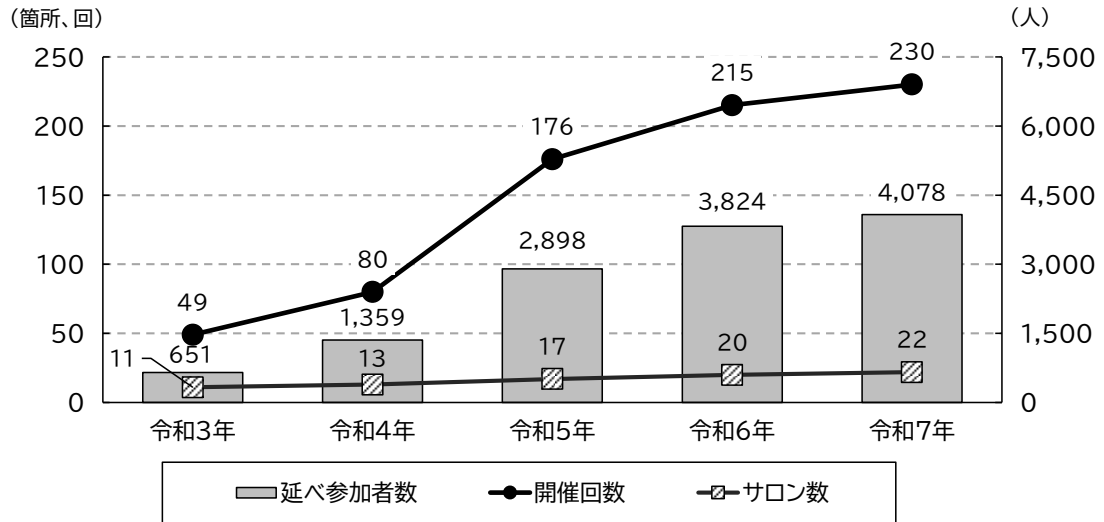


資料:伊奈町社会福祉協議会(各年3月31日時点)

⑤いきいきサロンの状況

いきいきサロンについては、サロン数、開催回数、延べ参加者数のいずれも、令和3年と比較して、令和7年には大幅に増加しています。

■いきいきサロン数、開催回数、参加者数の推移



資料:伊奈町社会福祉協議会(各年3月31日時点)

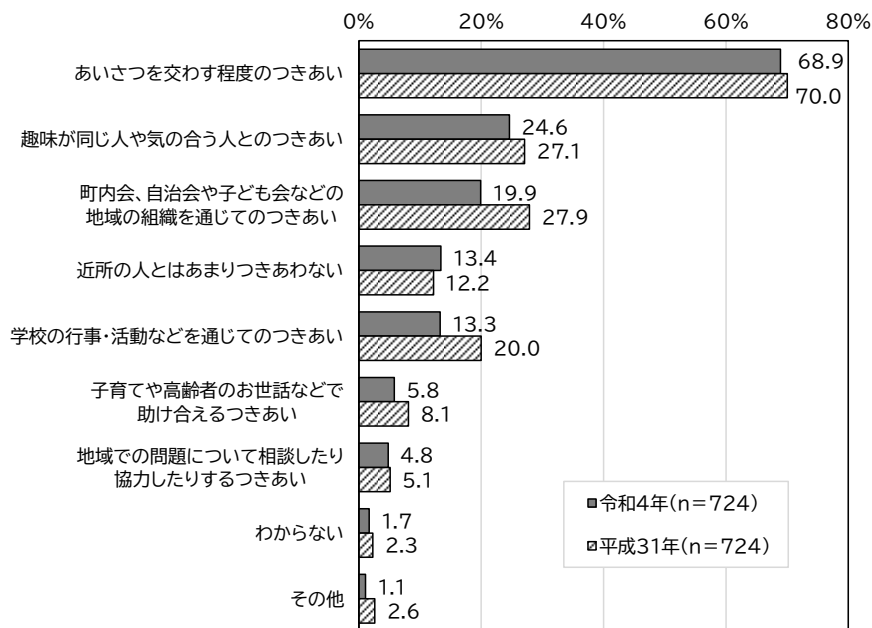
## 2 福祉に関する町民の意識

### (1) アンケート調査結果から

※本項では、令和7年3月に策定された「伊奈町第3期地域福祉計画」に掲載された内容を援用しております。

#### ① 地域でのおつきあいの程度

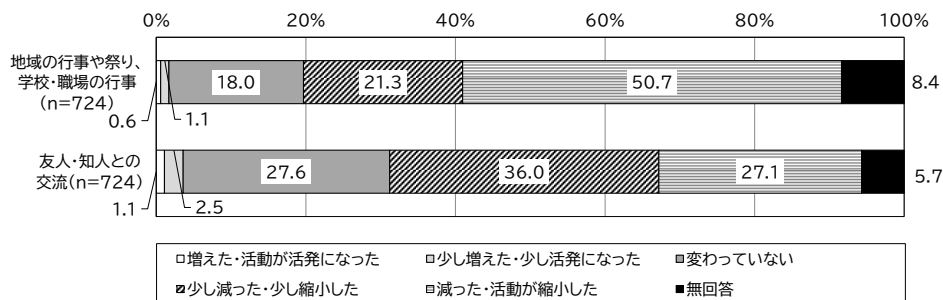
平成31年と令和4年を比較すると、「町内会、自治会や子ども会などの地域の組織を通じてのつきあい」が8.0ポイント減少、「学校の行事・活動などを通じてのつきあい」が6.7ポイント減少しています。地域の活動を通じたつきあいが減っていることがうかがえます。



総合振興計画 アンケート調査(平成31年、令和4年)

#### ② コロナ禍における活動について

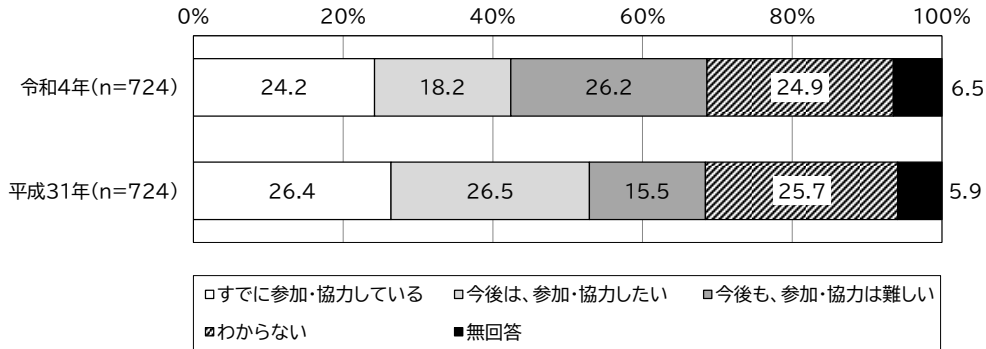
コロナ禍での活動について、『縮小した』(「少し減った・少し縮小した」と「減った・活動が縮小した」の合計)が、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」で72.0%、「友人・知人との交流」で63.1%となっています。



総合振興計画 アンケート調査(令和4年)

### ③地域活動への参加

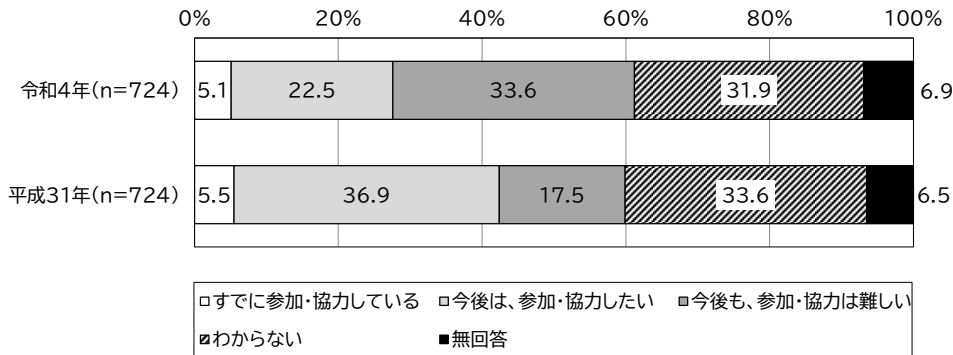
平成31年と比較して令和4年に町内会や自治会、子ども会などの地域活動に、「今後は、参加・協力したい」が8.3ポイント減少して18.2%となっています。また、「今後も、参加・協力は難しい」が10.7ポイント増加して、26.2%となっています。



総合振興計画 アンケート調査(平成31年、令和4年)

### ④高齢者への生活支援への参加状況

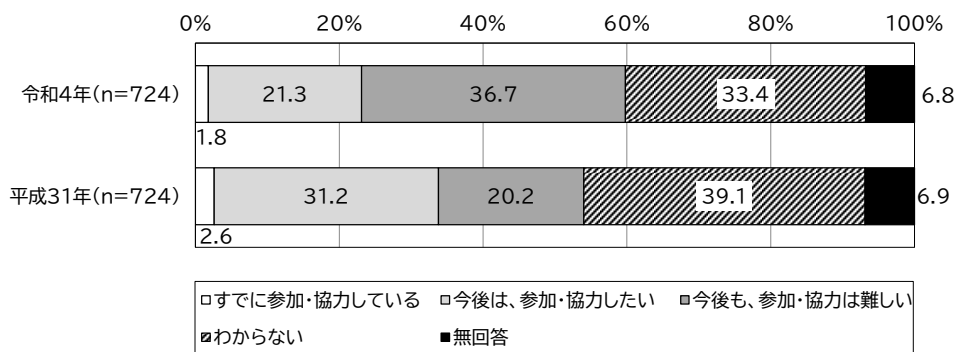
平成31年と比較して令和4年に高齢者の生活支援に、「今後は、参加・協力したい」が14.4ポイント減少して22.5%となっています。また、「今後も、参加・協力は難しい」が16.1ポイント増加して33.6%となっています。



総合振興計画 アンケート調査(平成31年、令和4年)

### ⑤障がい者への生活支援への参加状況

平成31年と比較して令和4年に障がい者の生活支援に、「今後は、参加・協力したい」が9.9ポイント減少して21.3%となっています。また、「今後も、参加・協力は難しい」が16.5ポイント増加して36.7%となっています。

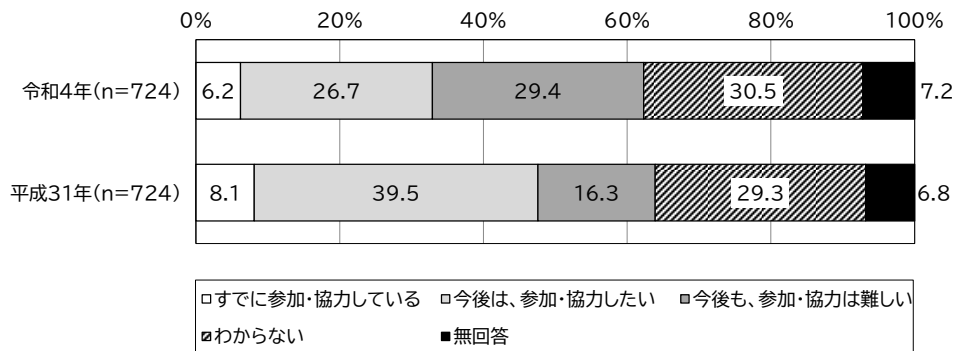


総合振興計画 アンケート調査(平成31年、令和4年)

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

### ⑥地域の子育て支援への参加状況

平成31年と比較して令和4年に地域での子育て支援に、「今後は、参加・協力したい」が12.8ポイント減少して26.7%となっています。また、「今後も、参加・協力は難しい」が13.1ポイント増加して29.4%となっています。



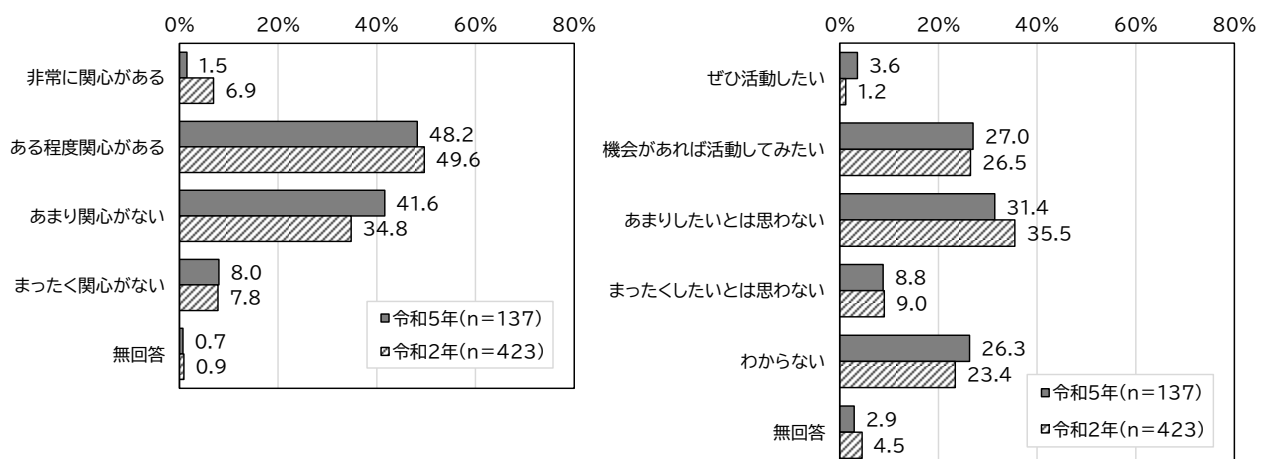
総合振興計画 アンケート調査(平成31年、令和4年)

### ⑦ボランティア活動への関心

障害者手帳所持者以外の人で、福祉に関するボランティア活動に「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と回答した人の合計は、令和2年に56.5%、令和5年に49.7%となっており、6.8ポイント減少しています。「あまり関心がない」「まったく関心がない」と回答した人の合計は、令和2年に42.6%、令和5年に49.6%となっており、7.0ポイント増加しています。

障害者手帳所持者以外の人で、今後の福祉に関するボランティア活動を「ぜひ活動したい」「機会があれば活動してみたい」と回答した人の合計は、令和2年に27.7%、令和5年に30.6%となっており、2.9ポイント増加しています。

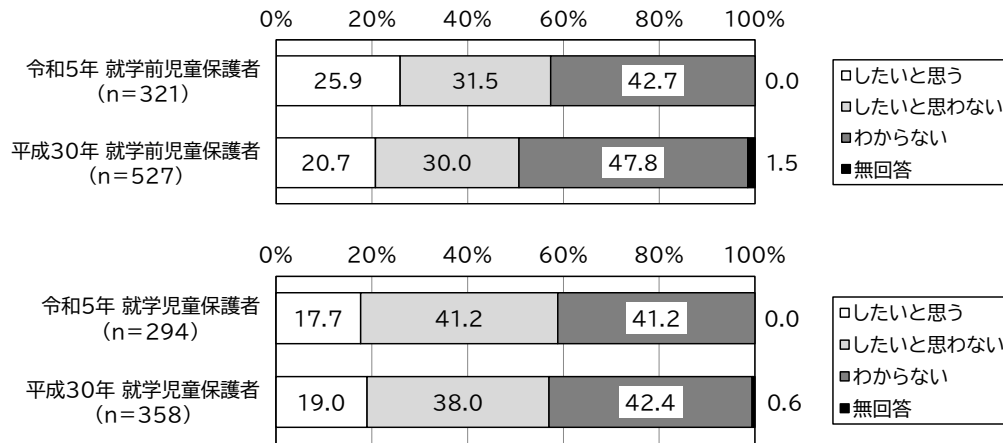
また、「あまりしたいとは思わない」「まったくしたいとは思わない」と回答した人の合計は、令和2年に44.5%、令和5年に40.2%となっており、4.3ポイント減少しています。



障害者関連計画 アンケート調査(令和2年、令和5年)

子育ての経験をいかした、子育ての手助け(支援)のボランティア活動について、平成30年と令和5年を比較すると、就学前児童保護者では、「したいと思う」が5.2ポイント増加して25.9%となり、「わからない」が5.1ポイント減少して42.7%となっています。

一方、就学児童保護者では、「したいと思う」が1.3ポイント減少して17.7%となり、「したいと思わない」が3.2ポイント増加して41.2%となっています。

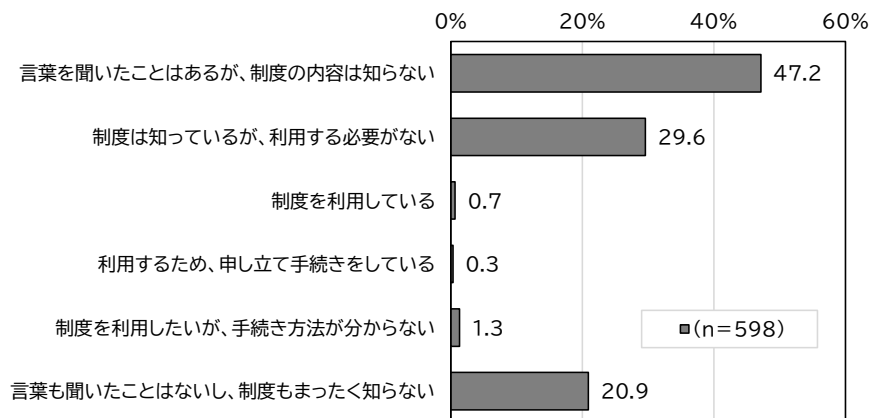


子育て関連計画 アンケート調査(平成30年、令和5年)

### ⑧成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「言葉を聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」が最も多く47.2%、次いで「制度は知っているが、利用する必要がない」が29.6%、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」が20.9%となっています。

「言葉を聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」と「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」を合わせた『制度の内容は知らない』は、68.1%となっています。



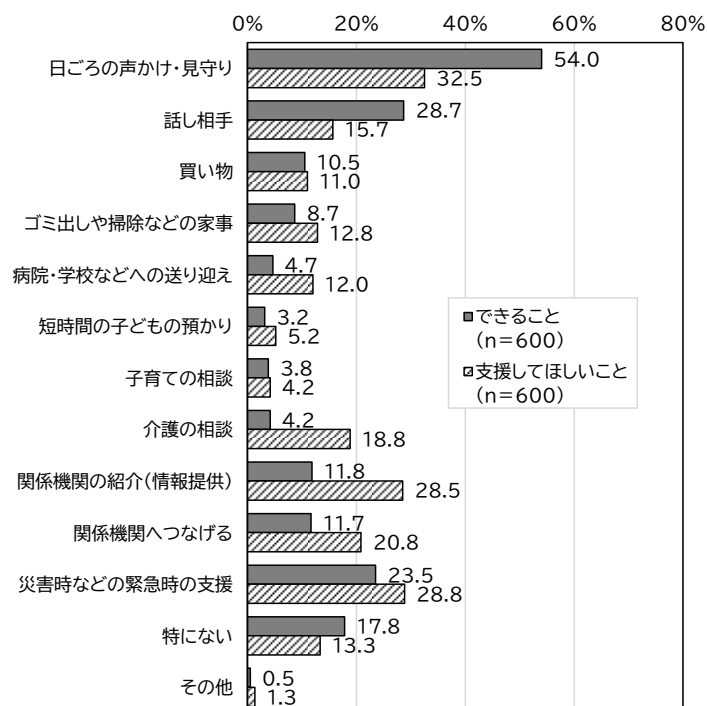
町民向けアンケート調査(令和6年)

⑨地域で困っている世帯にできること/支援してほしいこと

地域のひとり暮らし高齢者、介護や病気、子育てなどで困ったときに支援してほしいこととして、「日ごろの声かけ・見守り」が32.5%と最も多く、次いで「災害時などの緊急時の支援」が28.8%となっています。また、「買い物」「ゴミ出しや掃除などの家事」「病院・学校などの送り迎え」を挙げる人が1割程度となっています。

一方「あなたができること」が「支援してほしいこと」より5ポイント以上多い項目は、「日ごろの声かけ・見守り」「話し相手」となっています。

「できること」より「支援してほしいこと」が5ポイント以上多い項目は、「病院・学校などへの送り迎え」「介護の相談」「関係機関の紹介(情報提供)」「関係機関へつなげる」「災害時などの緊急時の支援」となっています。



町民向けアンケート調査(令和6年)

### 3 地域の関係機関等ヒアリングの調査結果

地域の関係機関等(個人、団体)への活動についてのヒアリングを目的として、「伊奈町社会福祉協議会事業交流会(以下、交流会という。)」を実施しました。それぞれの活動の中の課題を挙げていただくとともに、それらの課題に対して、各関係機関で協力し合えること、社会福祉協議会に協力してほしいこと、について話し合いました。

#### (1)交流会の概要

##### (開催日時と場所)

令和7年9月25日(木) 午前9:30~11:30、伊奈町総合センター2階多目的ホール

##### (参加者)

事業分野	略称
①福祉協力員	(協力員)
②ボランティア登録者・団体代表者	(ボラ)
③地域ふれあい事業サロン代表者等	(サロン)
④子ども食堂代表者等	(こども)
⑤長寿クラブ連合会役員	(長寿)
⑥身体障害者福社会役員	(身体)

#### (2)交流会の意見交換の結果

交流会で挙げられた意見、対応・解決策は以下のとおりです。(課題の文章の最後に括弧の付いているものは、どの事業分野の方から挙げられたかを示す。)

挙げた意見の主なものは、以下に示すように「会員数減少、行事の参加率低下」について、「高齢者の増加」について、「担い手の不足」について、「資金、支援の不足」についてなどの内容でした。

①会員数減少、行事の参加率低下について

地域の課題	対応・解決案
・会員数が少ない。会を知らない人が多い。(長寿)(身体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容が重要。</li> <li>・友だちや顔見知りの方と一緒に行って、会になじみやすくする。</li> <li>・開催時間を検討する。</li> </ul>
・参加者の高齢化。人数減少。(サロン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントでの周知。</li> <li>・ホームページだと高齢者見ないので紙ベースで発信。</li> <li>・お年寄りとこどものコラボ。親でない人にこどもを見てもらいたい。</li> <li>・近くの地域と合わせてできることをする。</li> </ul>
・参加者が毎回同じ。(サロン)(こども)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区に回覧版をまわしている。</li> </ul>
・高齢者の集まりなので、毎年多くの方が退会される。あとの募集・人集めが大変。(長寿)	—
・全員高齢になりサロンを続けていけるか心配。(サロン)	—
・途中で入会される方は何か「入りづらい」という方が多い。(長寿)(身体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規会員を呼びかけてもだめ。何か会合のときや、訪問して呼びかける。</li> </ul>
・あと少し男の人が参加してほしい。(サロン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男の人が好む活動(マージャンなど)を。</li> </ul>
・会議やイベントの開催地が自宅から遠いと参加しづらい。(長寿)	—
・ひとり暮らしの方への声掛け。興味がある人は良いが、人つきあいが苦手な人がいる。(サロン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り続けて声掛けし続ける。</li> <li>・ひとり暮らしの方は老若を問わず訪問している。</li> <li>・ひとり暮らしの人を外に出すのは難しいため、社会福祉協議会のひとり暮らし高齢者交流会等の参加を促したり、情報を教える。</li> </ul>
・家の中にいる人をどうしたら戸外に出していけるか。(サロン)	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事への参加率が低い。(ボラ)(長寿)(身体)</li> <li>・人集めが大変。(ボラ)(長寿)(身体)</li> <li>・どんなイベントをしていけばよいか悩む。(ボラ)(サロン)(長寿)(身体)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回覧を使っている。</li> <li>・高齢化しているので季節や天候を考慮することが大事。</li> <li>・四季のイベントを取り入れる。</li> <li>・景品や弁当があると喜ばれる。</li> <li>・町の出前講座を活用する。</li> <li>・自分の所属しているボランティアグループに来てもらう。</li> <li>・他イベントに参加して楽しかったものをサロンでやる。</li> <li>・利用者の負担になることはやらない。</li> <li>・臨機応変。</li> <li>・何か会合のときや、訪問して呼びかける。</li> </ul>

## ②高齢者の増加について

地域の課題	対応・解決案
・地域に80歳以上の高齢者が増加しているので、お互い外に出てお話できるサロン等を利用してほしい。(サロン)	・内容が重要。 ・開催時間を検討する。
・高齢者や介護サービスを使い始めた方などの情報が届かない。(サロン)	・ケアマネジャーとの情報交換をする。
・参加者の中に認知症かもしれない方がおり、家族にお話をしても反応なし。担い手の方と一緒に事業所へ相談するよう話したが家族が動かない。近所の方は心配している。(サロン)	・自分(近所・住民)たちだけでなく、関係機関を巻き込む。
・福祉協力員で月2回訪問しているが、訪問しても私の顔が良くわからない様子と日にちによって気分が変化している。ていねいにお礼を言われる時もあれば怒っているような時もある。(協力員)	・親族に連絡を取る。 ・情報共有をする。
・高齢者の居場所がない。(ボラ)	・ボランティアとして施設で活動。 ・地域でのラジオ体操。 ・イベントの開催。

## ③担い手の不足について

地域の課題	対応・解決案
・高齢化が進み、役員のなり手がなかなかいない。ジャンル問わず高齢化が進んでいる。(身体)	・クチコミを大事にする。 ・広報誌などで周知。
・担い手不足。後を引き継いでくれる人がいない。お手伝い、ボランティアの高齢化。(協力員)(サロン)	—
・構成員の高齢化(長寿)。	—
・発足以来、会員も70代後半～80代前半となり訪問の際の交通手段がない。後継者も増えたらいい。(ボラ)	—
・こども対象のため、趣旨を理解し、信用できる運営メンバーの確保。(こども)	・同じ時間でやっている内容でも、その人に合った内容でできることをやってみる。
・スタッフが少ない。(ボラ)(サロン)	・担い手・後継者について自分が辞めると宣言すると、後の人がやる気になる場合もある。
・傾聴ボランティア人数が少ない。(ボラ)	・活動するきっかけの情報を増やす。 ・子育てがひと段落した方たちに声をかける。
・コロナ禍に会員数減少。依頼がある場合、対応する会員に限られてしまう。(技術的な問題もあり、だれでも良いわけではない)(ボラ)	—
・年々来園者が増えているが、バラマスターズとしてのおもてなしの回数や内容が減っている。(ボラ)	—
・忙しくてなかなか活動ができていない。(ボラ)	—
・高齢化が進み自分の体調も自信がなくなりそう。代わっていただける人がいれば変わってほしい。(協力員)(ボラ)	—

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

### ④資金、支援の不足について

地域の課題	対応・解決案
・資金不足。物価が上がっているので参加費で昼食を出すことが難しくなってきた。社会福祉協議会からの補助が増えると助かる。(サロン)	—
・材料の調達が困難。予算が少ない。ボランティアで行っているので交通費が出ない。(ボラ)	—
・補助金が少ない。(ボラ)(サロン)	—
・行政・社会福祉協議会等の安定した支援がほしい。(ボラ)(サロン)	—

### ⑤その他

地域の課題	対応・解決案
・ひとり親、障がい児対象だが、対象者に子ども食堂の活動が伝わらない。(こども)	・周知方法として、回覧の活用。目立つように色を変えて1枚のチラシの方が目にとまる。
・団体同士で意見のくい違いがある。(ボラ)	—
・年齢差があり苦労している。(サロン)	—
・お弁当を参加費から用意しているのですが連絡しないでお休みをする方がいるので、返品がきかないので連絡を必ずするよう指導している。(サロン)	—
・多世代の交流の場づくり(会食、手芸、体操、マルシェ、学習支援など)が必要。(こども)	—
・平成2年から介護の仕事をさせていただいていますが、自然と活動の場がなくなりさみしいです。何かあれば手伝わせていただきたいです。(ボラ)	—

## 4 第2次計画における活動の状況

### (1) 第2次計画の取組の評価結果

第2次計画(令和3年度～令和7年度)は、基本理念「だれもがつながり支え合う 伊奈」のもと、4つの基本目標により取組を実施しました。

係長級以上の職員で第2次計画の取組の項目ごとに10点満点の評価をしました。(A評価:10点、B評価:7点～9点、C評価:3点～6点、D評価:2点以下)

第2次計画の取組の進行状況は、第2次計画に掲げた取組(全89項目)において、全体の約75%はおおよそ達成(B評価以上)されていますが、2.2%は達成が不十分(D評価)な状況でした。

各基本目標の取組について、主な実施結果は次のとおりです。

#### 【 基本目標Ⅰ ひとづくり 】

##### ■活動目標1 福祉教育活動の活性化

ボランティア情報誌やイベント等でボランティア活動の場を周知・紹介したり、町内各学校に対しても学習支援を実施したりしました。研修会や講座は土・日曜日に開催する等、学生や仕事をしている方でも参加しやすくなる工夫をしました。ただし、地域福祉活動の担い手の確保としては不十分でした。

##### ■活動目標2 広報・啓発活動の活性化

社協だよりのレイアウトを変更して読みやすい紙面にするとともに、ホームページは写真等で事業の様子がわかりやすく伝わるようリニューアルしました。一方で、地域に出向いての地域福祉活動の情報発信はあまり取り組めませんでした。

##### ■活動目標3 ボランティア活動の活性化

夏の期間には多くの関係機関と連携してボランティアの体験メニューを多数用意し、ボランティア活動を気軽に始められる基盤をつくってきました。このようなボランティア体験や講座をさらに充実させ、若年層やシニア層(特に男性)など幅広い世代がボランティア活動に継続して参加できるようにすることが求められます。

#### 【 基本目標Ⅱ 地域づくり 】

##### ■活動目標1 ふれあい・交流の場との協働

新たなサロンや子ども食堂、居場所の立ち上げを支援し、住民主体で地域性に合ったサロンが運営されています。ただ、参加される方も固定化し、年齢層にも偏りがあります。サロンや居場所がまだない地区もあります。

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

### ■活動目標2 関係機関・団体との協働

子ども食堂や生活困窮者への物品寄付が増えたり、社会福祉協議会会員運動に職員が取り組むことで、地域の企業や事業主との関わりができてきました。すでに関わりのある機関・団体・地域組織との連携は十分とれています。多様な機関と連携を深め、つながりを強化していきます。

### 【 基本目標Ⅲ しくみづくり 】

#### ■活動目標1 相談体制の充実

ふくし総合相談窓口を設置し、相談をたらい回しすることなく、困りごとの早期解決や軽減につながりました。地域包括支援センターでは土曜日の相談対応や、LINEで開所日以外の相談受付ができるようになりました。生活困窮者に対しては自立に向けた相談対応や食糧支援を実施しました。成年後見支援センターを開設し、啓発や支援体制づくりが進みました。

#### ■活動目標2 見守り体制の充実

福祉協力員が不足し、見守り体制としては不十分でした。欠員を補充するとともに、積極的に見守り活動を周知していくことが必要です。行政の見守り事業や民生委員・児童委員、サロンの担い手、長寿会などとも連携して、見守りを充実させていく必要があります。

#### ■活動目標3 支え合う体制の充実

成年後見支援センターを開設し、啓発や権利擁護を目的とした支援体制を整えました。地域包括支援センターでは認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解を広めました。支援を必要とする人が、適切な支援やサービスを利用し、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、支え合う体制を充実させる必要があります。

### 【 基本目標Ⅳ 基盤づくり 】

#### ■活動目標1 組織体制の安定と強化

自然災害や感染症等の様々なリスクに備えるため、事業継続計画(BCP)を作成しました。町防災訓練に参加したり備蓄品を確保したり、災害時に備えています。

伊奈町社会福祉協議会の各種取組が円滑に推進できるよう、費用対効果や業務効率等を踏まえて事業を精査しつつ、必要な人材を確保することが求められます。

#### ■活動目標2 組織体制の安定と強化

職員が企業等に出向き会員運動をおこなうことで、新規会員の獲得につながっており、今後も地域や企業に出向き、社会福祉協議会の認知度の向上を図り、協力を募ることが必要です。また、会費や寄付金は有効に活用することが求められます。

#### ■活動目標3 職員資質の安定と強化

内部研修の実施や外部研修に参加することで職員の資質向上は図れています。業務との調整が必要になりますが、引き続き全職員が研修機会を得られるようにすることが必要です。また、職員の資格取得がもっと積極的に進むような取組が必要です。

## (2)第2次計画の主要指標の結果

## 基本目標Ⅰ ひとづくり

助け合いの思いにあふれる人を育てる

## 活動目標1 福祉教育活動の活性化

取組の方向性	福祉を学ぶ				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉教育講座	開催数 2回	開催数 2回	開催数 2回	開催数 2回	開催数 2回
実績	—	—	1	1	
福祉教育講座	参加者数30人	参加者数30人	参加者数30人	参加者数30人	参加者数30人
実績	—	—	63	47	

・計画に掲げた回数は達成できなかったものの、参加者数は上回り、福祉についての啓発をすることができました。

## 活動目標2 広報・啓発活動の活性化

取組の方向性	地域福祉活動・動向を知る				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イベントなどへの参加	1地区	2地区	2地区	3地区	3地区
実績	0地区	0地区	0地区	0地区	

・コロナ禍でもあり達成できませんでしたが、今後も職員が地域に出向いて社会福祉協議会の活動等を周知する機会を設けていく必要があります。

活動目標3 ボランティア活動の活性化

取組の 方向性	ボランティア活動を促進する				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ボランティア 登録(団体)	14団体	15団体	16団体	17団体	18団体
実績	13団体	15団体	15団体	17団体	
ボランティア 登録(個人)	115人	120人	125人	130人	135人
実績	119人	107人	109人	117人	
ボランティア 活動回数	1,600回	1,650回	1,700回	1,750回	1,800回
実績	202回	264回	568回	822回	

・コロナ禍で激減した活動も徐々に回復しつつありますが、福祉施設でのボランティア活動は横ばいです。また、ボランティア活動者が高齢化しており、若い力を育み取り込んでいくことも必要です。

基本目標Ⅱ 地域づくり

地域に強いつながりを生み出す

活動目標1 ふれあい・交流の場との協働

取組の 方向性	居場所・つどいの場を広める				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サロン数	19箇所	20箇所	21箇所	22箇所	23箇所
実績	13箇所	17箇所	20箇所	22箇所	
サロン開催数	190回	200回	210回	220回	230回
実績	80回	176回	215回	230回	
サロン参加人数	2,850人	3,000人	3,150人	3,300人	3,450人
実績	1,359	2,898人	3,824人	4,078人	
地域懇談会	2地区	4地区	4地区	4地区	4地区
実績	0地区	0地区	0地区	0地区	

・地域懇談会はコロナ禍でもあり実施ができませんでしたが、サロンは箇所数、開催数、参加人数とも増加しました。今後も地域住民の方々と協働し、居場所・つどいの場を増やしていくことが必要です。

## 活動目標2 関係機関・団体との協働

取組の方向性	連携を深める				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニーズ把握会議	開催数 1回	開催数 1回	開催数 2回	開催数 2回	開催数 2回
実績	0回	0回	0回	0回	

・コロナ禍でもあり実施ができませんでしたが、関係福祉団体等の声を聴く機会を増やしていくことが必要です。

## 基本目標Ⅲ しくみづくり

福祉サービスを住民目線で進化させる

## 活動目標1 相談体制の充実

取組の方向性	相談体制を確立する				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)
実績	8	1	32	28	

・従来から取り組んできた「心配ごと相談」は令和4年度末に廃止し、令和5年度から新たに「ふくし総合相談窓口」を立ち上げました。相談専用の電話回線も設けました。

## 活動目標2 見守り体制の充実

取組の方向性	見守り活動を強化する				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
見守り件数	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)
実績 (福祉協力員による)	37	34	34	30	

・福祉協力員による見守り件数は、協力員の確保ができないことも影響し減少しました。地域で見守り活動をしている民生委員児童委員協議会等の関係団体と今まで以上に連携を取り、見守りが必要な方々への支援を強化していくことが必要です。

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

### 活動目標3 支え合う体制の充実

取組の 方向性	日常生活支援の充実を図る				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
成年後見講座	開催数 1回	開催数 1回	開催数 2回	開催数 2回	開催数 2回
実績	—	2回	2回	2回	

・計画どおり実施ができ、高齢者や障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、支援の充実を図ることができました。

## 5 地域福祉に関する伊奈町の課題

「地域の状況」「福祉に関する町民の意識」「地域の関係機関等ヒアリングの調査結果」「第2次計画における活動の状況」の結果から、本計画策定に向けた課題をまとめ、以下に示します。

### 1. 福祉教育や啓発、ボランティア活動について

- ボランティア活動の場を周知・紹介し、参加しやすい工夫をしつつ研修会や講座を開催しましたが、地域福祉活動の担い手の確保としては不十分でした。
- 関係機関等によれば、地域の活動の担い手不足が進んでいます。地域福祉活動の担い手を育成、確保するため、今後、福祉教育などの取組強化が必要です。
- 読みやすい社協だより、ホームページのリニューアルの取組が進んだ一方で、地域福祉活動の広報・啓発をさらに進めるために、地域に出向いての地域福祉活動の情報発信を、強化していく必要があります。
- ボランティアへの関心が高い一方で、コロナ禍の影響で減少したボランティア活動は回復しているものの、目標には届かない状況です。また、地域活動や生活支援など、様々なまちづくりの活動に、今後、参加・協力したいと考える人は5年前と比較して減少しています。ボランティアへの関心の高さを実際の活動に結びつけるとともに、担い手が高齢化している中、若い力を取り込んでいく取組が求められます。

### 2. 地域のつながりについて

- コロナ禍後、サロンの開催数や参加者数は増えていますが、関係機関等によれば、会員の高齢化のため、行事やイベントなどの参加者は減少してきています。また、コロナ禍において「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」や「友人・知人との交流」などの地域の活動が減少し、その結果、地域の活動を通じたつきあいが減りました。
- 様々なサロン等の支援により、住民主体で地域性に合ったサロンが運営されている一方、参加者が固定化し、年齢層にも偏りがあります。また、サロンや居場所がまだない地区もあります。  
地域の中で顔の見える関係を築き、支え合い・助け合うまちをつくるため、行事や交流の場を充実させ、つながりを再び強化していくことが求められるとともに、地域住民の声を聞く機会を増やしていくことが必要です。
- 地域福祉の充実のために、引き続き、すでに連携し、支援の協力を得ている機関・団体・地域組織との連携を継続していくとともに、今後は、さらに多様な機関と連携し、つながりを強化していく必要があります。

### 3. 町で暮らす人の支援について

- 要介護(要支援)認定者、障がいの手帳所持者、指定難病患者、ひとり親世帯、生活保護受給世帯など、支援を必要とする人が年々増加しています。それぞれの状況に応じ、生活を支援するサービスが引き続き必要です。

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

- 複雑化・複合化する住民の課題に対応していくために、相談をたらい回しすることなく困りごとの早期解決や軽減につながることを、ふくし総合相談窓口の対応を、今後も引き続き推進していくことが必要です。  
また、地域包括支援センターでの柔軟な相談対応、生活困窮者に対する自立支援、食料支援も、今後も引き続き推進していくことが必要です。
- 総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)は、令和3年から7年にかけてほぼ一定ですが、平成17年から令和2年にかけて、ひとり暮らし高齢者世帯は約3.8倍の1,394世帯、高齢者夫婦のみの世帯は約3.5倍の2,087世帯となっています。関係機関等においても、高齢者への対応をどのようにしていくかが課題となっています。
- 困ったときに支援してほしいこととして、「日ごろの声かけ・見守り」が、求められています。地域で暮らす人が孤立せず、安心して暮らせるように、今後も引き続き、見守りの取組を進めていく必要があります。
- 今後、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加していくことを踏まえ、見守りの強化、見守りのための研修は、引き続き取組の強化に努めることが必要です。
- 支援を必要とする人に対応するために、地域住民の支え合いの仕組みづくりの調整役として配置されている生活支援コーディネーターによる支援を充実する必要があります。
- 将来、さらに高齢化が進み、認知症の発症リスクが高まることも予想されます。判断能力が十分でない人に対して、財産の保護や契約の支援をする成年後見制度を普及・啓発し、利用を促進していくことが求められます。  
今後も引き続き、成年後見支援センターにおいて、権利擁護のための支援体制を整備していくとともに、地域包括支援センターによる認知症の正しい理解を広めていくなど、支援を必要とする人が、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、支え合う体制を充実させる必要があります。

### 4. 社会福祉協議会の基盤について

- 地域が抱える様々な福祉課題の解決に重要な役割を果たしている、社会福祉協議会の各種取組が円滑に推進できるよう、費用対効果や業務効率等を踏まえて事業を精査しつつ、必要な人材を確保することが求められます。
- 社会福祉協議会会員数は、平成28年と比較して、令和7年に1割近く減少しています。内訳をみると、一般会員と賛助会員の減少が多くなっています。  
社会福祉協議会の活動基盤の安定化、会員数の安定化のため、また、今後も地域や企業に出向き、社会福祉協議会の認知度の向上を図り、協力を募ることが必要です。さらに、会費や寄付金は有効に活用することが求められます。
- 内部研修の実施や外部研修に参加することで職員の資質向上は図れていますが、複雑化・複合化する生活課題に対応していくために、職員研修は今後も求められます。  
引き続き、業務との調整をしつつ、全職員が研修機会を得られるようにすることが必要です。また、職員の資格取得がさらに積極的に進むような取組が必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

伊奈町社会福祉協議会は、伊奈町の地域福祉計画と連携するとともに、だれもが孤立することなく地域でつながりを持ち、ときに支え、ときに支えられながら日々を過ごすことのできるまちを目指し、「だれもがつながり支え合う 伊奈」を基本理念として第2次計画を推進してきました。

本計画は、社会福祉協議会の使命「ともに生きる豊かな地域社会づくり」の下、第2次計画の基本理念を継承し、地域福祉を推進していきます。

### 基本理念

だれもがつながり支え合う 伊奈

### 2 基本目標

基本理念のもとで、具体的な目標を次に示す4つの柱(基本目標)に沿って体系化し、取組の効果的な推進を図ります。

基本目標Ⅰ ひとづくり

助け合いの思いにあふれる人を育てる

基本目標Ⅱ 地域づくり

地域に強いつながりを生み出す

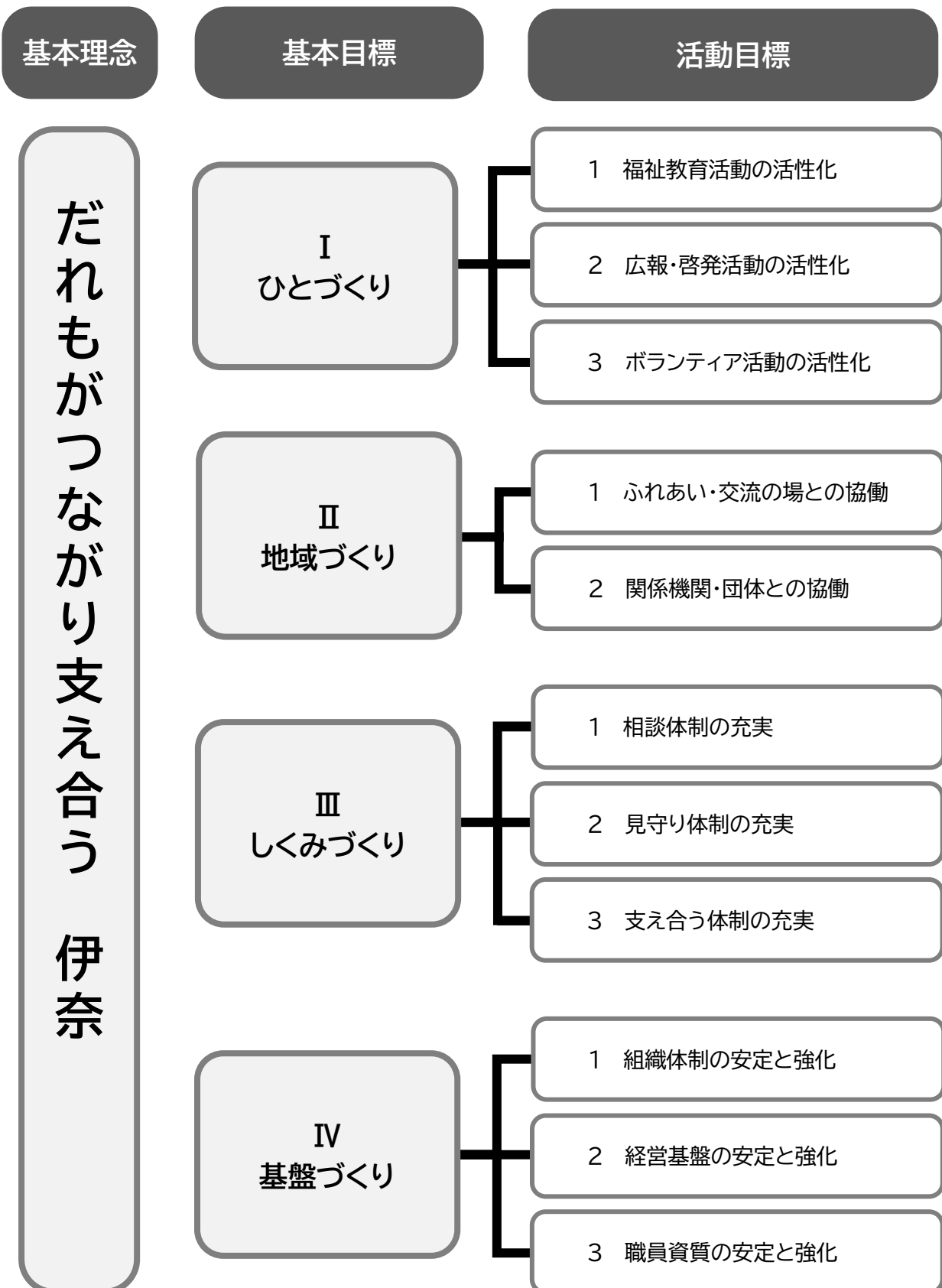
基本目標Ⅲ しくみづくり

福祉サービスを住民目線で進化させる

基本目標Ⅳ 基盤づくり

社会福祉協議会の体制強化を図る

### 3 計画の体系



## 第4章 施策の推進

### 基本目標 I ひとつづくり

助け合いの思いにあふれる人を育てる

伊奈町の高齢者人口の割合は、現在ほぼ一定で推移していますが、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯は増え続けています。暮らしに不安を抱える人たちを支えるためには、行政や福祉関係団体の支援だけでなく、地域の人たちの支え合いも重要です。

助け合いやボランティアなど、地域福祉活動の担い手を育成、確保していくためには、地域で暮らす人々が福祉について触れる機会を増やしていくことが求められます。

引き続き、福祉教育や地域福祉活動の広報・啓発の取組を進めるとともに、地域に出向いての地域福祉活動の情報発信を進める取組を強化する必要があります。

関係機関等によれば、ボランティア活動者が高齢化し、地域の活動の担い手が不足しており、地域活動や生活支援など、様々なまちづくりの活動に、今後、参加・協力したいと考える人は5年前と比較して減少しています。

町民のボランティアへの関心の高さを実際の活動に結びつけるとともに、担い手が高齢化している中、若い力を取り込んでいく取組が求められます。

基本目標 I では、「福祉教育」「広報・啓発」「ボランティア活動」で、福祉の意識の醸成を目指します。

#### 活動目標1 福祉教育活動の活性化

こどもから大人まで、あらゆる世代の人に福祉に対する理解を深める機会を提供し、地域の中で、人とふれあい、ともに生きることを大切に思う心を育みます。また、地域・関係機関・団体が協働し、住民の福祉意識の醸成を図ります。

取組の方向性	住民・地域・団体は・・・
福祉を学ぶ	家族やまわりの人と福祉について話し合しましょう。
	学んだことを地域にいかしましょう。
	<b>社会福祉協議会の取組</b>
	福祉に関する情報発信を行っていきます。
	職員が地域に出向き、地域住民の福祉教育の醸成に努めます。
	だれでも参加しやすい研修会や講座の企画をします。
	町内各学校の福祉教育活動を支援します。
	福祉活動体験の場を積極的に紹介します。
	地域福祉活動の担い手・人材の育成と確保に努めます。

## 活動目標2 広報・啓発活動の活性化

社会福祉協議会のホームページや広報誌(社協だより)、SNS(Social Networking Service)、イベントの活用など、様々な媒体や機会を通じて、地域の人が必要とする情報や地域福祉活動の動向を発信し、地域の人々が福祉情報に触れる窓口を増やします。

取組の方向性	住民・地域・団体は・・・
地域福祉活動・ 動向を知る	積極的に情報収集をし、様々な福祉情報に触れるようにしましょう。
	福祉活動に関する情報を家族やまわりの人と共有しましょう。
	<b>社会福祉協議会の取組</b>
	多くの方々にわかりやすい情報を発信します。
	ホームページや社協だよりを充実させます。
	SNSなどを利用した情報発信のシステムを拡充します。
	地域のイベントなどに出向いて情報を発信します。
	福祉活動の啓発を目的としたイベントなどを開催します。
	社会福祉協議会のキャラクターを作成し、広報・啓発に活用します。



### 活動目標3 ボランティア活動の活性化

住民が抱える課題を解決するには、行政や福祉サービス事業者だけではなく、住民や地域の協力を組み合わせることが必要になっています。このため、様々なボランティア活動等を活性化させるための支援を進めます。

担い手が高齢化している中、ボランティア活動への関心が高い人がボランティア活動に加わり、積極的に活動できるよう、活動情報の提供や協働による活動の場・機会づくりを進めます。

また、ボランティア団体の連携の場をつくり、団体活動の活性化を目指します。

取組の方向性	住民・地域・団体は・・・
ボランティア活動を促進する	ボランティア体験の場を活用しましょう。
	お互いさまという考えのもと、できることから取り組みましょう。
	友人や知人を誘ってボランティア活動に参加しましょう。
	<b>社会福祉協議会の取組</b>
	幅広い世代のボランティア活動を支援します。
	ボランティア活動を気軽に行える場や機会を確保します。
	ボランティア活動に関する情報を積極的に提供します。
	ボランティア体験・講座を充実させます。
	ボランティア団体などがつながる場をつくります。
	多くの関係機関と連携してボランティア活動を進めます。



## 基本目標Ⅱ 地域づくり 地域に強いつながりを生み出す

地域で安心して暮らしていくために行政や福祉関係機関などの福祉サービスが欠かせない一方で、地域の中の少しの手助けが安心につながることもあります。

地域で暮らす人々が支え合い、助け合う土壌をつくるには、様々な交流の場や居場所を増やし、顔の見える関係づくりを進めることで、地域の人々のつながりを強めていくことが求められます。

コロナ禍において「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」や「友人・知人との交流」などの地域の活動が減少し、その結果、地域の活動を通じたつきあいが減りました。また、コロナ禍後には、サロンの開催数や参加者数は増えていますが、参加者の固定化や偏りがみられます。

こうした状況の中、行事や交流の場を充実させ、つながりを再び強める取組を強化していくことが必要です。

また、福祉が地域住民に行きわたること、それを効率的に行うことは、関係機関が単独で動くことでは達成できません。地域福祉の充実のために、関係機関・団体と連携・協働することが必要です。

基本目標Ⅱでは、「場との協働」「機関・団体との協働」で、安心して暮らせる地域を目指します。



## 活動目標1 ふれあい・交流の場との協働

地域における交流会やイベントなどを活用し、サロンを始めとする、交流の場、生きがいづくりの場、健康づくりの場の活動を充実させます。それらの場を通じて、地域住民のお互いの顔の見える関係がつくられ、身の回りの福祉課題が話題にのぼり、問題解決にもつながっていきける地域福祉の土壌づくりを目指します。

取組の方向性	住民・地域・団体は・・・
居場所・つどいの場を広める	地域の活動に積極的に参加しましょう。
	地域の人とつながり、生きがいを持って過ごしましょう。
	地域で気軽に集える交流の場や居場所を増やしましょう。
	つどいの場などに一緒に参加できるように声かけをしましょう。
	どのような地域に暮らしたいかを話し合いましょう。
	<b>社会福祉協議会の取組</b>
	地域での交流会・講習会・イベントを支援します。
	地域住民の交流促進、生きがいづくり、健康促進を図ります。
	地域活動やその運営に関する相談に進んで応じます。
	サロン活動の推進・充実を図ります。
	こどもたちの居場所の推進・充実を図ります。
	幅広い世代が交流できる場をつくります。
	同じ悩み、困りごとを共有する会合の場を支援します。



## 活動目標2 関係機関・団体との協働

地域福祉に関わる様々な機関や団体が個別に活動を進めるのではなく、それぞれの情報や課題を共有するなど、連携・協働して活動を進められるようネットワークの構築を図ります。

また、行政や企業、専門機関との連携に基づいた防災・防犯活動や消費者被害防止の活動を推進します。

取組の方向性	住民・地域・団体は・・・
連携を深める	福祉活動について積極的に情報交換をする機会をつくりましょう。
	地域の特性に合わせた活動をしましょう。
	災害時に何ができるかをみんなで考えてみましょう。
	<b>社会福祉協議会の取組</b>
	福祉の専門的な機関との協働のため、連携を深めます。
	行政との連携を強化します。
	企業などとの協働のため、連携を進めます。
	様々な居場所やつどいの場と連携します。
	防災・防犯ボランティアと連携します。
	関係機関・団体と協働して消費者被害防止のための活動を進めます。
	関係機関・団体・地域組織との協働のため、情報共有を図ります。
	行政と協働して災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。



## 基本目標Ⅲ しきみづくり 福祉サービスを住民目線で進化させる

社会情勢や町の様相の変化が、地域の課題に多様化と複雑化をもたらしています。そうした課題を解決するためには包括的な取組が重要となっています。

様々な支援を必要とする人が増加し、複雑化・複合化する住民の課題に対応していくため設置された、ふくし総合相談窓口の対応を、引き続き、推進・充実していくことが必要です。

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加しており、アンケート調査でも、困ったときに支援してほしいこととして、「日ごろの声かけ・見守り」が、求められています。地域で暮らす人が孤立せず、安心して暮らせるように、引き続き、見守りの取組を進めていく必要があります。

支援が必要な人を支えていくためには、行政や関係機関の支援だけではなく、地域住民の支え合いの仕組みづくりが求められ、今後も取組を継続していく必要があります。

また、判断能力が十分でない人に対して、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、引き続き、支え合う体制を充実させる必要があります。

基本目標Ⅲでは、「相談」「見守り」「支え合い」で、地域住民の声に応える体制の充実を目指します。

### 活動目標1 相談体制の充実

複雑化・複合化する生活課題に対応する総合的な相談窓口等の体制を整備し、だれもが相談しやすい環境、地域で相談し合える環境をつくります。また、地域包括支援センターにおける高齢者からの相談対応の充実を図るとともに、成年後見制度などの権利擁護や生活困窮者の自立支援につながる相談対応の強化を進めます。ヤングケアラーや若者ケアラー、外国人からの相談もまずは受け止め、適切な相談窓口や支援につなげます。

取組の方向性	住民・地域・団体は・・・
相談体制を 確立する	困りごと、悩みごとなどがあつたら、抱え込まずにだれかに相談しましょう。
	身近に困っている人がいたら、相談窓口へつなげましょう。
	気軽に相談し合える地域づくりを目指しましょう。
	社会福祉協議会の取組
	ふくし総合相談窓口を充実させます。
	地域包括支援センターを充実させます。
	成年後見支援センターを充実させます。
	生活困窮者等の自立支援を進めます。
	相談しやすい環境を整え、柔軟に対応します。

## 活動目標2 見守り体制の充実

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加に対応するために、行政や関係機関との連携を深めることにより、地域における見守り体制の強化を進めます。また、隣近所との交流が少ない人も含め、地域全体で見守りができるよう働きかけを行います。

取組の方向性	住民・地域・団体は・・・
見守り活動を強化する	日ごろから隣近所と顔の見える関係をつくりましょう。
	地域ぐるみで声をかけあい、孤立を防ぎましょう。
	周囲の異変に気づいたらすぐに関係機関に連絡しましょう。
	<b>社会福祉協議会の取組</b>
	福祉協力員による見守りを充実させます。
	多くの関係機関との連携を図ります。
	行政の見守り事業と連携・連動します。
	見守り活動に関する研修会などを実施し、担い手の確保を図ります。



### 活動目標3 支え合う体制の充実

障がいや認知症を正しく理解するための周知活動に取り組み、地域住民がお互いに支え合える仕組みづくりを進め、住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目指します。

また、判断能力が十分でない人に対して、生活や財産の保護、契約の支援など、地域で誰もが自分らしく暮らし続けることができる制度の利用促進を図るとともに、意思決定が困難な人の権利を擁護する法人後見業務を実施します。

取組の方向性	住民・地域・団体は・・・
日常生活支援の 充実を図る	制度やサービスを知り、必要に応じ利用しましょう。
	生活を支援するサービスについて身近な人や必要な人に教えましょう。
	担い手として地域活動に参加しましょう。
	<b>社会福祉協議会の取組</b>
	支援を必要とする人の情報収集とニーズ把握をします。
	住民主体の支え合いの活動を支援します。
	生活支援コーディネーターによる、支え合いの仕組みづくりを進めます。
	在宅福祉サービス事業を充実させます。
	ファミリーサポート事業を充実させます。
	孤立、ひきこもり、虐待、貧困防止のための活動に取り組みます。
	福祉サービス利用援助事業を推進します。
	中核機関として成年後見制度の利用促進に努めます。
	フードドライブ・フードパントリーを実施します。



## 基本目標Ⅳ 基盤づくり 社会福祉協議会の体制強化を図る

社会福祉協議会は、地域が抱える様々な福祉課題を解決する地域福祉の推進において重要な役割を果たしています。

伊奈町社会福祉協議会が今後も安定かつ充実した地域福祉を進めていくためには、社会情勢に合わせた組織や経営基盤、人材の定着が必要です。

今後も、町民が相互に支え合い、助け合うことのできる地域づくりを目指して、伊奈町社会福祉協議会の基盤づくりを進めます。

基本目標Ⅳでは、支え合い、助け合うことのできる地域づくりのため、社会福祉協議会組織の「安定と強化」を目指します。

### 活動目標1 組織体制の安定と強化

取組	
事業継続計画(BCP)の更新	事業継続計画(BCP)の検証・見直し、研修・訓練の実施をします。
職員確保・体制づくりをします	各種取組が推進できるよう、業務効率化を検討した上で、必要に応じて職員体制を強化します。 働きやすい職場環境をつくります。
危機管理を徹底します	ヒヤリハット報告書を作成し、職員間で共有します。 危機管理について職員間で情報共有をします。
情報通信技術やテレワークを導入します	必要な技術の習得と物品の購入、整備をしていきます。 情報通信技術やテレワークのシステムづくりをしていきます。
災害時に備えた防災訓練を実施します	防災訓練に積極的に参加します。 災害ボランティアセンターの設置訓練を実施します。 災害備蓄品、防災用品の確保、管理を行います。

## 活動目標2 経営基盤の安定と強化

取組	
自主財源を確保します	社会福祉協議会会員の増強運動に積極的に取り組みます。
	社会福祉協議会の認知度の向上を図ります。
	地域や企業などに出向き、協力を募ります。
	収益も考慮し、事業を検討します。
赤い羽根共同募金運動を促進します	広報活動を積極的に行います。
	学校や企業などに対し、募金運動への参加を呼びかけます。
	年間を通し、ネット募金やキャッシュレス募金、自動販売機などを活用した募金運動に取り組みます。
各種事業を見直します	既存事業の効果を検証し、実効性のある事業を展開します。
	助成金使途の明確化を図ります。

## 活動目標3 職員資質の安定と強化

取組	
専門性の確保・向上に努めます	積極的に外部研修に参加します。
	積極的に内部研修・勉強会を実施します。
	職員の資格取得を推進します。



## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民を始めとする様々な主体が連携・協働し、地域福祉の向上を進めていくことが必要です。

本計画で掲げた基本理念を実現するために、社会福祉協議会、町、住民、地域がそれぞれの役割を認識し、課題を共有した上で互いに協力しながら取り組み、地域住民を主体とする地域福祉活動を推進します。

#### (1)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核を担う組織であり、地域福祉活動を活性化し、さらに展開していくためのサポートをする役割を担っています。そのため、地域福祉活動の現場に積極的に出向き、住民とともに考え、活動していくとともに、地域福祉を支えるボランティアの活動支援や新たな人材発掘と育成、住民が必要としている情報の発信など、社会福祉協議会が持つ専門的な知識と多様な団体・機関と協働できる特性をいかした事業展開を進めます。

#### (2)町の役割

町は、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を効率的・効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく役割を担っています。また、地域福祉に関わる社会福祉協議会を始めとした関係機関や団体などとの連携し、地域福祉を推進します。

#### (3)住民の役割

地域の構成員として、積極的な地域福祉活動への参加・協力や、支え合える関係を自ら構築するため、日頃からの声掛けや手伝いなど、身近で取り組める小さなことから始めていくことが期待されます。また、地域福祉の担い手として、地域の集まりや活動、支え合いに役立つ研修や講座等に積極的に参加することが望まれます。

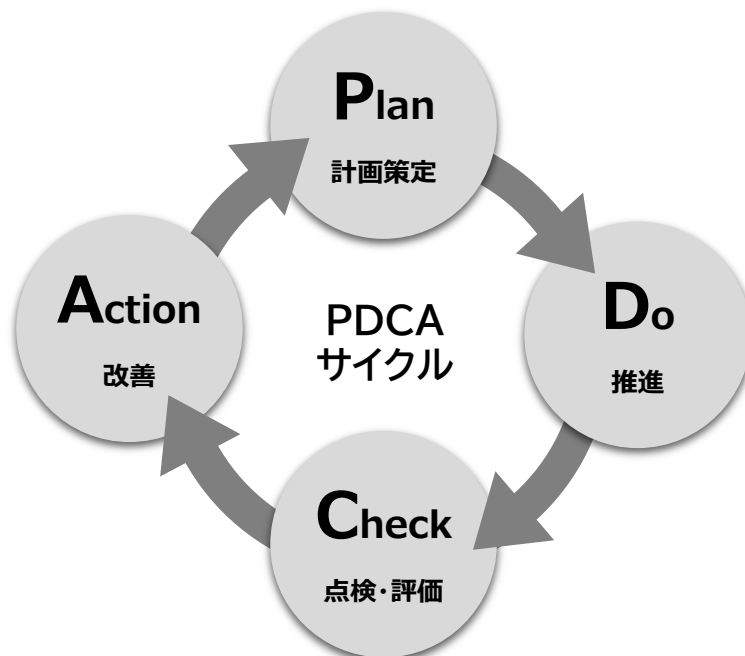
#### (4)地域の役割

住民組織やボランティア団体、福祉関係団体は、町民への積極的な情報発信を行うとともに交流を深め、町や社会福祉協議会との連携を強化することによって、だれもが生きがいを持っていきいきと生活ができる環境を整えることが望まれます。

## 2 計画の進行管理・評価

計画に盛り込まれた施策が当初の予定どおりに実施され、期待どおりの成果を上げているかどうかを知るためには、施策ごとにその実施状況を点検・評価することが不可欠です。点検・評価の結果、成果が未達成の場合には、その原因を調べ、問題となっているものがある場合には必要な改善を行い、再び施策を推進することで、計画は実効性が高いものとなります。

本計画の推進にあたっては、下図に示すPDCAサイクル(Plan(プラン:計画策定)→Do(ドゥー:実行・推進)→Check(チェック:点検・評価)→Action(アクション:見直し・改善))に基づいて進行管理を行います。



### 3 計画の主要指標

#### 基本目標Ⅰ ひとつづくり

助け合いの思いにあふれる人を育てる

##### 活動目標1 福祉教育活動の活性化

取組の方向性	福祉を学ぶ				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
福祉を学ぶ場 (講座・体験)の提供	6回	7回	8回	9回	10回

##### 活動目標2 広報・啓発活動の活性化

取組の方向性	地域福祉活動・動向を知る				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地域のイベントに参加	2回	2回	2回	2回	2回

##### 活動目標3 ボランティア活動の活性化

取組の方向性	ボランティア活動を促進する				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ボランティア登録 (個人)	120人	125人	130人	135人	140人
ボランティア登録 (団体)	17団体	18団体	19団体	20団体	21団体
ボランティア活動 回数	850回	900回	950回	1,000回	1,050回

#### 基本目標Ⅱ 地域づくり

地域に強いつながりを生み出す

##### 活動目標1 ふれあい・交流の場との協働

取組の方向性	居場所・つどいの場を広める				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
サロン・子ども 食堂数	23箇所	23箇所	24箇所	24箇所	25箇所
サロン・子ども 食堂参加人数	4,100人	4,100人	4,200人	4,200人	4,300人

## 活動目標2 関係機関・団体との協働

取組の 方向性	連携を深める				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業交流会の開催	1回	1回	1回	2回	2回
企業等との 相互支援協定	1団体	2団体	3団体	4団体	5団体

## 基本目標Ⅲ しくみづくり

福祉サービスを住民目線で進化させる

## 活動目標1 相談体制の充実

取組の 方向性	相談体制を確立する				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
「ふくし総合相談」 相談件数	30件	31件	32件	33件	34件
地域包括支援 センター相談件数	1,100件	1,150件	1,200件	1,250件	1,300件
成年後見支援 センター相談件数	120件	125件	130件	135件	140件

## 活動目標2 見守り体制の充実

取組の 方向性	見守り活動を強化する				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
福祉協力員に よる見守り件数	35件	39件	43件	47件	51件

## 活動目標3 支え合う体制の充実

取組の 方向性	日常生活支援の充実を図る				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2層協議体の実施	12回	12回	12回	12回	12回
成年後見講座の開催	2回	2回	2回	2回	2回
フードドライブ・ フードパントリー の実施	1回	1回	1回	1回	1回

# 資料編

## 1 計画策定の経過

年月日	内容
令和7年7月31日(木)	第1回伊奈町地域福祉活動計画策定委員会 ・委員の委嘱 ・委員長、副委員長の選出 ・地域福祉活動計画の策定にあたって ・構成案について
令和7年9月19日(金)	第2回伊奈町地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉をめぐる現状と課題について ・基本理念・基本目標・計画の体系について
令和7年9月25日(木)	関係機関等ヒアリング
令和7年11月28日(金)	第3回伊奈町地域福祉活動計画策定委員会 ・施策の推進について
令和8年1月29日(木)	第4回伊奈町地域福祉活動計画策定委員会 ・計画の素案について
令和8年2月26日(木)	第5回伊奈町地域福祉活動計画策定委員会 ・計画の最終案について

## 2 伊奈町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成9年3月27日 要綱第1号

令和2年3月10日 要綱第1号

(目的)

第1条 伊奈町における地域福祉推進のために、住民の立場にたつて、福祉サービスのあり方や民間福祉活動のあり方を検討するために、伊奈町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1)伊奈町地域福祉活動計画の策定に関すること
- (2)その他伊奈町地域福祉活動計画の策定、推進に必要な事項に関すること

(委員会の構成及び任期)

第3条 委員会は、10名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、伊奈町社会福祉協議会(以下「伊奈町社協」という。)会長が委嘱する。

- (1)福祉活動団体等の代表者
- (2)地域福祉に関する機関等の代表者
- (3)識見を有する者
- (4)関係行政機関
- (5)伊奈町社協理事
- (6)その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、伊奈町地域福祉活動計画の策定をもって終了とする。

(委員長の選出等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会議に出席した委員には費用弁償を支給する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、伊奈町社協事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 3 伊奈町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期:令和7年7月1日～第3次伊奈町地域福祉活動計画策定まで

(順不同・敬称略)

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	福祉活動団体等の 代表者	加藤 衛	民生委員児童委員協議会	委員長
2		関根 清一	長寿クラブ連合会	副委員長
3		宮田みどり	ボランティア団体	
4	地域福祉に関する 機関等の代表者	田島 廣	区長会	
5		川田 金造	商工会	
6		鈴木 正男	シルバー人材センター	
7	識見を有する者	山本 正美	人権擁護委員	
8	関係行政機関	小坂真由美	伊奈町社会福祉課	
9	伊奈町社協理事	加藤 洋子	伊奈町社会福祉協議会	
10		岩村 春江	伊奈町社会福祉協議会	

## 4 用語解説

### あ行

いきいきサロン	ふれあいいきいきサロンを参照。
伊奈町成年後見支援センター	判断能力が十分でなくなっても、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度を中心に相談に応じている機関。社会福祉協議会が伊奈町から委託を受けて運営。

### か行

虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為のこと。身体的虐待(殴る、蹴るなどの暴力的な行為)、性的虐待(わいせつ行為)、心理的虐待(暴言や脅迫など)、ネグレクト(食事を与えない、放置など世話の放棄)、経済的虐待(財産や年金を本人の同意なしに使うなど)がある。
協働	地域の様々な課題を解決していくために、町民や事業者等と町が、共通の目的を設定できる事柄について、対等な協力関係のもとに、それぞれができることを役割分担し、その実現に向けて協力して取り組むこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人が、様々な局面で不利益を被ることがないように、弁護または擁護する制度の総称のこと。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で、仮に一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
子ども食堂	仕事で帰りが遅くなったり、家事をする時間がなかったりする家庭などで暮らすこどもの「孤食」や、十分な栄養を摂れないこどもへの支援を目的としたコミュニティの場。

### さ行

サロン	ふれあいいきいきサロンを参照。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、社会福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動することを特徴とし、民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織。一般的に「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。
就職氷河期世代	バブル崩壊後の1990～2000年代、雇用環境が厳しい時期に就職活動をしていた年代を指す。不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、現在も様々な課題に直面している方が多数いる。

## 資料編

生活支援 コーディネーター	地域の話し合いの場をコーディネートする調整役です。地域資源の状況把握や人材の発掘、地域住民に対する活動の普及啓発などを実施し、住民主体の地域づくりをサポートする。 令和4年度から伊奈町は、町全域を担当する「第1層生活支援コーディネーター」を1名、各圏域ごとに担当している「第2層生活支援コーディネーター」を中北部エリアと南部エリアそれぞれ1名ずつ配置している。
生活支援体制 整備事業	高齢者が介護予防、社会参加などの地域づくりにおいて、お互いに支え合える仕組みづくりを進める事業。住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるようにすることを目指す。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人等が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護(財産管理や身上監護)する制度。家庭裁判所が後見人等を選任する「法定後見」と、本人が将来に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」がある。

## た行

第1層協議体	生活支援体制整備事業において、地域課題の解決のため、町全体の観点から自治会、民生委員、施設関係者、ボランティア団体、福祉従事者などが集まり話し合う場。
第2層協議体	生活圏域での区割りにおいて、地域を自分たちの工夫で住みやすくしていくため、住民間で話し合いを行う場。
ダブルケア	自分のこどもの子育てと親の介護を一緒に行う状態のこと。
地域共生社会	同じ地域で暮らす一人ひとりが、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えてもらう側」という関係性を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政など様々な地域資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括支援 センター	地域住民の心身の健康の維持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関。高齢者への総合的な生活支援の窓口となっており、市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士等の専門職が配置されている。

## な行

任意後見制度	一人での判断が可能うちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度。
--------	---

## は行

8050 (はちまるごーまる)問題	「80」代の親が「50」代のひきこもりなどのこどもの生活を支えるという問題。
ひきこもり	様々な要因の結果として、就学や就労、家庭外での対人交流などの社会参加を回避し、他者と交わらない形での外出はしていても、原則的には、6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態。
ファミリーサポート 事業	子育て中の保護者の日常生活を地域で支援するため、「育児の援助を受けたい人(依頼会員)」と「育児の援助に協力できる人(援助会員)」がそれぞれセンターに会員登録し、必要なときに会員同士で子育ての援助活層(有償)を行う事業。
フードドライブ・ フードパントリー	「フードドライブ」とは、家庭で余った食品などを持ち寄り、必要としている人に寄付する活動。 「フードパントリー」とは、何らかの理由で十分な食事をとることができない状況の人に食料品を無料で提供する支援活動。
ふれあいいいききサ ロン	外に出る機会が少ない高齢者などが、住みなれた地域で仲間づくりや生きがいづくりを行っていただくことを目指す、“憩いの場”。趣旨に賛同していただいた地域住民の方々が中心となって運営する。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、成年後見人、保佐人、もしくは補助人(以下「成年後見人等」という。)になり、親族または弁護士等の専門職後見人等が個人で成年後見人等になる場合と同様に、法人が本人の保護・支援を行う。一般的に法人後見では、法人の複数の職員が職務執行者として成年後見制度に基づく後見事務を行うので、長期的に後見事務を継続できるという利点がある。
ボランティア	営利を目的とせず、自主的に社会事業などに参加し、活動をする事。
ボランティア センター	社会福祉協議会が設置しているボランティア活動の推進・支援を図る拠点のこと。ボランティア活動への相談や登録、情報提供、講座や研修会の開催、活動保険の加入窓口、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人とのコーディネートなど、連絡調整や活動基盤の整備を行う。

## ま行

民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるよう、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。主任児童委員は、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行う。
-----------	---

## や行

ヤングケアラー	ヤングケアラーは、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。なお、18歳～おおむね30歳代までのケアラーのことを若者ケアラーという。
要介護(要支援)認定者	介護保険制度において、支援や介護を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活(身支度、掃除、洗濯、買い物等)を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」と、日常生活において介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」の2種類の認定が別々に規定され、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度が設けられている。

## アルファベット

PDCA (ピーディーシーイー)	事業活動における品質管理などの管理業務を円滑に進めるための手法のひとつ。Plan-計画する、Do-実行する、Check-評価する、Action-改善する、の4段階を繰り返すことにより業務を継続的に改善すること。
SNS(エヌエヌエス)	Social Networking Serviceの略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

---

## 第3次伊奈町地域福祉活動計画

令和8年(2026年)3月

社会福祉法人 伊奈町社会福祉協議会

〒362-0809 埼玉県北足立郡伊奈町中央一丁目93番地

(伊奈町ふれあい福祉センター内)

TEL:048-722-9990 FAX:048-723-6575

URL:<https://www.ina-shakyo.or.jp/>

---





